



高齢者保健福祉計画

第6期介護保険事業計画

計画期間：平成27年4月～平成30年3月

平成27年3月

北広島市

はじめに

北広島市における高齢化率は、平成 26 年 9 月末現在で 27% となり、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）には 35% 以上になるものと推計しています。

我が国では、平成 37 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

これからの高齢社会を支えていくためには、行政のサービスだけでなく、地域社会が互いに支えあう体制が必要であり、住民の連携による一体的な地域づくりを進めていかなければなりません。

このたびの新計画は、「全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で共に支え合うまちづくりの実現」を基本理念に掲げ、自助、共助、公助の視点をもって策定しました。

今後も、元気な高齢者が生き生きと地域で活躍していただくことが何より大切なことですが、万が一、介護が必要になっても自分らしい日常生活を送ることができるよう、在宅医療と介護の連携、認知症施策、生活支援サービスなど在宅生活を支える仕組みやサービスの充実に努めてまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました保健福祉計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

北広島市長 上野正三

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画の概要	1
第2節	計画の性格および位置付け	2
1	計画の性格	2
2	法令等の根拠	2
3	計画期間	2
4	本計画策定に向けた視点	3
(1)	「地域包括ケアシステム」の構築に向けた計画策定	3
(2)	介護保険法の改正を踏まえた計画作成	3
第3節	計画の策定体制	4
1	計画の策定体制	4
2	計画の構成	4
第2章	高齢者の現状と将来推計	5
第1節	人口	5
1	人口の推移と高齢者人口	5
2	人口の推計	6
第2節	要支援・要介護認定者	7
1	要支援・要介護認定者の推移	7
2	要支援・要介護認定者の推計	9
第3節	日常生活圏域	11
1	日常生活圏域の設定	11
(1)	人口・要介護認定者等	11
(2)	サービス基盤整備状況	12
(3)	日常生活圏域図	13
第4節	日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	14
1	調査概要	14
2	調査結果	15
(1)	日常生活圏域別の高齢者人口の増加率	15
(2)	要支援・要介護認定者の推移	16
3	二次予防事業対象者・リスク該当者の割合	17
(1)	全体結果	17
(2)	日常生活圏域別	17
4	二次予防事業対象者・リスク該当者の判断基準項目の分析	18
(1)	全体結果	18
(2)	日常生活圏域別の結果	18
5	介護・介助が必要になった原因	19
第3章	基本理念・基本目標	20
第1節	基本理念	20
第2節	基本目標	20
1	基本目標1 介護予防と自立支援	20
2	基本目標2 介護サービスの充実	21
3	基本目標3 地域支援体制の構築	21
4	基本目標4 生きがいと社会参加の促進	22
第3節	施策の体系	23

第4章	地域支援事業の改正	26
第1節	地域支援事業の充実に併せた予防給付の方向性	26
第2節	地域支援事業の改正に伴う事業移行について	27
1	総合事業	27
2	包括的支援事業・任意事業	28
3	高齢者保健福祉サービス	29
第5章	基本目標1 介護予防と自立支援	30
第1節	日常生活を支援する体制整備	30
1	総合事業の確立	30
2	生活支援サービスの確保	30
(1)	おむつサービス【継続】	30
(2)	配食サービス【継続】	31
(3)	緊急通報システム【継続】	32
(4)	移送サービス【継続】	32
(5)	移動制約者の移送の確保に向けて【継続】	33
(6)	除雪サービス【継続】	33
(7)	訪問理容サービス【継続】	33
(8)	日常生活用具給付【継続】	34
(9)	救急情報キット・エルフィンボタン普及事業【継続】	34
(10)	テレホンサービス【廃止】	35
(11)	融雪装置設置費補助事業【廃止】	35
(12)	家族介護慰労事業【廃止】	35
第2節	介護予防の推進	36
1	一次予防事業の充実	36
(1)	健康運動教室【継続・総合事業へ移行】	36
(2)	脳の健康教室【継続・総合事業へ移行】	37
(3)	生活講座【継続・総合事業へ移行】	38
(4)	健康増進講演会【継続・総合事業へ移行】	38
(5)	高齢者出前健康講座【継続・総合事業へ移行】	39
(6)	介護予防サポーター育成事業【継続・総合事業へ移行】	39
2	二次予防事業の充実	40
(1)	二次予防事業対象者把握事業【継続・総合事業へ移行】	40
(2)	高齢者健康教室【継続・総合事業へ移行】	41
(3)	機能訓練教室【継続・総合事業へ移行】	42
(4)	口腔ケア事業【継続・総合事業へ移行】	42
(5)	生きがいデイサービス事業(おたっしゅ塾)【継続・総合事業へ移行】	43
(6)	訪問指導事業【継続・総合事業へ移行】	43
第6章	基本目標2 介護サービスの充実	44
第1節	医療と介護との連携および介護給付等対象サービスの充実	44
1	住み慣れた地域や家庭での生活の継続	44
(1)	居宅サービス利用者の実績と見込み	44
A	訪問介護・介護予防訪問介護	44
B	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	45
C	訪問看護・介護予防訪問看護	46
D	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	47
E	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	48
F	通所介護・介護予防通所介護	49
G	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	50

H	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	51
I	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	52
J	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	53
K	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	54
L	特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売	55
M	居宅介護住宅改修・介護予防居宅介護住宅改修	56
N	居宅介護支援・介護予防支援	57
2	地域の実情に合わせたサービスの体制整備	58
(1)	地域密着型サービス	58
A	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	58
B	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	59
C	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	60
D	複合型サービス	61
E	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	61
(2)	施設サービス	62
A	市内介護保険施設の設置状況	62
B	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	62
C	介護老人保健施設(老人保健施設)	63
D	介護療養型医療施設(療養型病床群等)	63
(3)	介護給付見込み量確保の方策	64
A	地域密着型介護給付サービス	64
B	地域密着型以外の介護給付サービス	64
C	特定施設入居者生活介護	64
D	介護保険施設	64
3	医療・介護連携を図るための体制整備	65
(1)	在宅生活復帰支援事業【継続】	65
(2)	在宅医療と介護の連携推進【新規】	65
4	低所得者対策	66
(1)	介護保険利用者の軽減対策【継続】	66
5	介護保険市特別給付【廃止】	66
第7章 基本目標3 地域支援体制の構築		67
<hr/>		
第1節	地域支援体制の推進	67
1	地域包括ネットワークの構築	68
(1)	地域包括支援センター(高齢者支援センター)の運営【継続】	68
(2)	窓口・電話等相談事業【継続】	69
(3)	高齢者実態把握事業【継続】	69
(4)	高齢者等地域見守り事業【継続】	70
2	地域住民がともに支え合う地域づくりの推進	71
(1)	地域ケア会議【継続】	71
(2)	介護従事者フォローアップ研修事業【継続】	72
(3)	地域包括ケアシステムの普及啓発【新規】	72
第2節	認知症施策の推進	73
1	認知症の人の住みやすい地域づくり	73
(1)	認知症ケアパスの確立【新規】	73
(2)	認知症カフェおよびサロンの開設など【新規】	73
2	家族への支援を包括的、継続的に実施する体制構築	74
(1)	認知症高齢者支え合い事業【継続】	74
(2)	家族支援事業【継続】	75
(3)	認知症啓発団体支援事業【継続】	76

(4) 認知症高齢者等SOSネットワーク事業【継続】	77
(5) いどころ発信システム助成事業【継続】	77
第3節 権利擁護施策の推進	78
1 高齢者および障がい者の権利擁護事業の体制整備	78
(1) 「(仮称)権利擁護センター」の設立【新規】	78
2 権利擁護の普及啓発、市民後見人の育成	78
(1) 成年後見制度利用支援事業【拡大】	78
(2) 高齢者虐待防止ネットワーク事業【継続】	79
第4節 高齢者の住まいの確保	80
1 高齢者住宅の確保	80
(1) サービス付き高齢者向け住宅の確保【継続】	80
(2) 自立援助住宅改修助成事業【継続】	80
(3) 住宅改修支援事業【継続】	81
2 まちづくりの整備促進	82
(1) 居住環境の向上【継続】	82
(2) 公営住宅の整備【継続】	82
(3) 空き地・空き家バンク制度【継続】	82
(4) 道路・交通環境の整備【継続】	82
第8章 基本目標4 生きがいと社会参加の促進	83
第1節 高齢者の社会参加の促進	83
1 健康で自由な余暇、趣味活動の充実	83
(1) 老人クラブ活動の充実【継続】	83
(2) 長寿祝福事業【継続】	83
(3) ふれあい温泉事業【継続】	84
(4) 福祉バス運行事業【継続】	85
(5) シルバー活動センター事業【継続】	86
(6) 高齢者サービス啓発事業【継続】	86
(7) ミニデイサービス支援事業【継続・総合事業へ移行】	87
(8) 社会教育事業【継続】	88
(9) 体育事業【継続】	88
2 知識と経験を生かした社会参加	89
(1) 介護支援ボランティア事業【継続】	89
(2) 民生委員・児童委員、地区社会福祉委員活動【継続】	89
(3) 避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり【新規】	90
3 就労機会の確保	91
(1) シルバー人材センター活用支援事業【継続】	91
(2) コミュニティビジネスの創出支援【継続】	91
第9章 介護保険事業費の見込みと保険料について	92
第1節 介護給付額の見込み	92
第2節 予防給付額の見込み	93
第3節 地域支援事業の費用額	94
第4節 総給付費の見込み	94
1 総給付費	94
2 第6期介護保険事業計画総事業費	95
第5節 介護保険料について	96
1 保険料収納必要額	96
2 保険料基準額と段階設定	96
3 市独自減免制度の実施	98
4 平成37年度の推計について	98

第10章 計画の円滑な推進のために	99
第1節 行政の役割と責任	99
第2節 総合的なケア体制の整備	99
第3節 介護保険事業の円滑な実施のための体制	100
1 相談・苦情処理体制	100
2 市民への情報提供	100
3 サービスの供給体制	100
4 介護給付等に要する費用の適正化	101
(1) 要介護認定の適正化	101
(2) ケアプランの点検	101
(3) 住宅改修等の点検	101
(4) 縦覧点検・医療情報との突合	101
第4節 計画の進行管理	102
参考資料	103
用語解説	103
北広島市保健福祉計画検討委員会委員名簿	110
北広島市保健福祉計画検討委員会高齢福祉部会委員名簿	111
北広島市保健福祉計画検討委員会審議経過等	112
1 北広島市保健福祉計画検討委員会	112
2 北広島市保健福祉計画検討委員会 高齢福祉部会	112
3 市民意見募集の実施状況	113
北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例	114
北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会設置規定	116

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画の概要

我が国では、急速な少子高齢化が進んでおり、平成 22 年の国勢調査によると、65 歳以上の高齢者人口は総人口の 23.0%を超え、75 歳以上の人口は 11.2%となり、超高齢化社会に突入しています。

また、平成 27 年には「団塊の世代」が 65 歳以上となり、国民の約 4 人に 1 人が高齢者になる中、本市の高齢者数も 15,992 人（平成 26 年 9 月 30 日現在）となり、高齢化率も 26.8%と、全国平均の 25.9%（総務省「人口推計」平成 26 年 9 月 1 日現在）より上回っています。

高齢化がさらに加速することで、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加も予想されます。

平成 26 年 6 月には、高齢者が尊厳を保持し、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力を生かし、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めるため、介護保険法が改正されました。

本市の第 5 期介護保険事業計画では、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、介護サービスや福祉サービスの他、市や市民組織、ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者などとの協働による、日常生活を支援するための地域支え合い体制づくりを進めてきました。

今計画では、前計画についての政策評価などを踏まえながら、さらなる「地域包括ケアシステム」の実現にむけて、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに介護保険事業の安定的運営を目的として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の施策の考え方および目標を定め、新たな計画を策定するものです。

第2節 計画の性格および位置付け

1 計画の性格

この計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の2つの計画を一体的に作成し、北海道高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画や、市の諸計画との整合性を図りながら、高齢化社会に対応した高齢者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

2 法令等の根拠

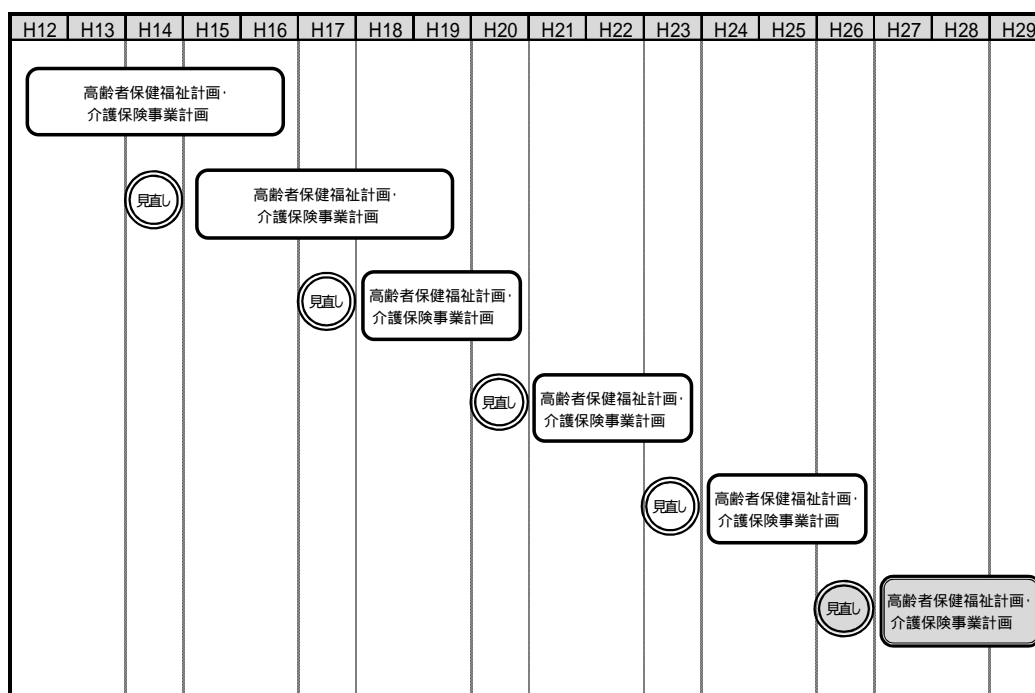
- (1) 高齢者保健福祉計画 : 老人福祉法 第20条の8第1項
- (2) 介護保険事業計画 : 介護保険法 第117条第1項および同条第4項

3 計画期間

この計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

これまでの介護保険事業計画は、介護保険料率が概ね3年を通じ財政の均衡を保つものとされているため、3年ごとに策定しています。

図表 1-2-1 計画期間



4 本計画策定に向けた視点

(1) 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた計画策定

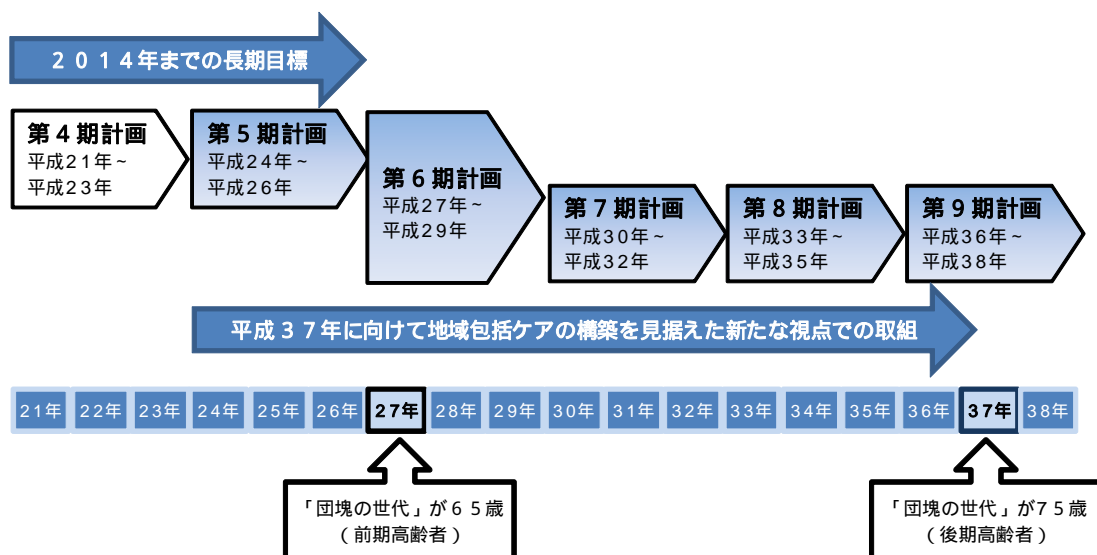
介護保険制度の施行後、十数年が経過し、急速な高齢者の増加により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加の対応など、さまざまな課題が浮かび上がってきました。そこで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要との考え方にに基づき、介護保険法の一部が改正され、平成24年4月1日から施行されました。

第6期介護保険事業計画では、第5期介護保険事業計画を踏襲した上で、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、計画を策定します。

(2) 介護保険法の改正を踏まえた計画作成

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年に向けて、住民主体の地域づくりが求められています。そのため、市町村が地域の実情に応じて、多様な主体による柔軟な取り組みができるよう、介護予防給付が「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業と言う。）」へと移行することをはじめとして、介護保険法が一部改正となりました。

本計画では、基本的な施策目標を引き継ぎながら、介護保険法の改正を踏まえた計画を策定します。



第3節 計画の策定体制

1 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、本市の高齢者を取り巻く現状や意向などを把握するため、平成25年12月に65歳以上の高齢者3,000人（要介護3、4、5の人を除く）を無作為に抽出し、「日常生活圏域ニーズ調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

また、広く市民・専門家等の意見を聴くため、福祉関係者、保健医療関係者、学識経験者、一般公募の市民などにより構成される「北広島市保健福祉計画検討委員会」を設置し、高齢福祉部会で専門的に計画の見直しを進めてきました。

「保健福祉計画検討委員会」での経過は市民に公開するとともに、会議録の閲覧も実施し、計画案について市民からパブリックコメントで意見を募りましたが、意見の提出はありませんでした。

さらに、計画の円滑な推進を図るため、庁内に「保健福祉に係る諸計画策定委員会」を設置して、総合的な検討や調整を行ってきました。

2 計画の構成

「高齢者保健福祉計画」は、市町村の高齢者に対する福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置付けられます。

「介護保険事業計画」は、各市町村の区域内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案したサービス種類ごとの量の見込み、および当該見込み量確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基となる計画です。

以上のように、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画では、介護保険の対象となるサービスに関する事項が共通し、また、計画に位置付けられた事業計画について連携して実施する必要があることから、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

第2章 高齢者の現状と将来推計

第1節 人口

1 人口の推移と高齢者人口

平成26年9月30日現在の住民基本台帳による北広島市の総人口は59,664人となっています。このうち、65歳以上の高齢者人口は15,992人で、総人口の26.8%を占めています。平成24年度から平成26年度にかけて、高齢化率は2.2ポイント高くなり、若年者比率は0.5ポイント低くなっています。

図表2-1-1 人口推移（年齢群別）

（単位：人、％）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	A	60,044	59,717	59,664
前期高齢者（65～74歳）	B	8,321	8,823	9,073
前期高齢者比率（B/A）		13.9	14.8	15.2
後期高齢者（75歳以上）	C	6,440	6,747	6,919
後期高齢者比率（C/A）		10.7	11.3	11.6
計 65歳以上（B+C）	D	14,761	15,570	15,992
高齢者比率（D/A）		24.6	26.1	26.8
40～64歳	E	22,140	21,828	21,698
若年者比率（E/A）		36.9	36.6	36.4

（注1）平成24年度と平成25年度は住民基本台帳による3月31日の数値です。

（注2）平成26年度は住民基本台帳による9月30日の数値です。

（注3）小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合があります。

（以下同じ）

2 人口の推計

計画期間である平成27年度から平成29年度までの各年度における高齢者等の人口は、図表2-1-2のように推計されます。前期高齢者、後期高齢者ともに増加し、若年者は減少すると考えられます。

図表2-1-2 人口推計（年齢群別）

（単位：人、％）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
総人口 A	59,003	58,646	58,289	53,979
前期高齢者（65～74歳） B	9,261	9,481	9,700	8,356
前期高齢者比率（B/A）	15.7	16.2	16.6	15.5
後期高齢者（75歳以上） C	7,426	7,766	8,105	10,936
後期高齢者比率（C/A）	12.6	13.2	13.9	20.3
計 65歳以上（B+C） D	16,687	17,247	17,805	19,292
高齢者比率（D/A）	28.3	29.4	30.5	35.7
40～64歳 E	21,180	20,856	20,532	18,420
若年者比率（E/A）	35.9	35.6	35.2	34.1

（注1）平成27年度以降は、平成21年3月末から平成26年3月末の実績を基に推計を行っています。

第2節 要支援・要介護認定者

1 要支援・要介護認定者の推移

平成26年9月30日現在の要支援・要介護認定者数は、2,964人で、第1号被保険者の18.5%を占めています。また、第2号被保険者では0.4%となっています。

図表 2-2-1 要支援・要介護認定者の推移

(単位：人、%)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	A	14,761	15,570	15,992
認定者数(高齢者)	B	2,659	2,866	2,964
認定者割合(B/A)		18.0	18.4	18.5
第2号被保険者	C	22,140	21,828	21,698
認定者数(若年者)	D	76	86	77
認定者割合(D/C)		0.3	0.4	0.4

(注1) 平成24年度と平成25年度は3月31日の実績値です。

(注2) 平成26年度は9月30日の実績値です。

図表 2-2-2 要介護度別の要支援・要介護認定者の推移

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定者数（高齢者） F	2,659	2,866	2,964
要支援 1	783	905	877
要支援 2	224	245	264
要介護 1	659	695	749
要介護 2	352	363	370
要介護 3	230	252	255
要介護 4	182	188	214
要介護 5	229	218	235
認定者数（若年者） H	76	86	77
要支援 1	9	14	10
要支援 2	9	10	11
要介護 1	18	22	16
要介護 2	10	14	11
要介護 3	12	10	12
要介護 4	3	3	5
要介護 5	15	13	12
合計（F+H） I	2,735	2,952	3,041
要支援 1	792	919	887
要支援 2	233	255	275
要介護 1	677	717	765
要介護 2	362	377	381
要介護 3	242	262	267
要介護 4	185	191	219
要介護 5	244	231	247

2 要支援・要介護認定者の推計

これまでの要介護認定の実績や人口推計等を基に、平成27年度から平成29年度までの要支援・要介護認定者数を表2-2-3のとおり推計しています。

図表 2-2-3 要支援・要介護認定者の推計

(単位：人、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
第1号被保険者 (前期・65～74歳) A	9,261	9,481	9,700	8,356
認定者数 (前期・65～74歳) B	434	446	459	424
認定者割合 (B/A)	4.7	4.7	4.7	5.1
第1号被保険者 (後期・75歳以上) C	7,426	7,766	8,105	10,936
認定者数 (後期・75歳以上) D	2,718	2,848	2,978	4,099
認定者割合 (D/C)	36.6	36.7	36.7	37.5
第1号被保険者 (A+C) E	16,687	17,247	17,805	19,292
認定者数(高齢者) (B+D) F	3,152	3,294	3,437	4,523
認定者割合 (F/E)	18.9	19.1	19.3	23.4
第2号被保険者 G	21,180	20,856	20,532	18,420
認定者数(若年者) H	84	83	81	73
認定者割合 (H/G)	0.4	0.4	0.4	0.4
合計 (F+H) I	3,236	3,377	3,518	4,596

図表 2-2-4 要介護度別の要支援・要介護認定者の推計

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
認定者数（高齢者） F	3,152	3,294	3,437	4,523
要支援 1	987	1,029	1,071	1,398
要支援 2	269	279	290	374
要介護 1	765	801	837	1,114
要介護 2	400	418	438	576
要介護 3	279	292	305	402
要介護 4	211	221	232	312
要介護 5	241	254	264	347
認定者数（若年者） H	84	83	81	73
要支援 1	14	13	13	12
要支援 2	9	10	10	8
要介護 1	22	21	20	19
要介護 2	14	14	12	12
要介護 3	10	10	10	9
要介護 4	2	3	3	2
要介護 5	13	12	13	11
合計（F+H） I	3,236	3,377	3,518	4,596
要支援 1	1,001	1,042	1,084	1,410
要支援 2	278	289	300	382
要介護 1	787	822	857	1,133
要介護 2	414	432	450	588
要介護 3	289	302	315	411
要介護 4	213	224	235	314
要介護 5	254	266	277	358

第3節 日常生活圏域

1 日常生活圏域の設定

北広島市では、高齢者が住み慣れた地域でのサービス利用を基本とした高齢者自身の選択によるサービス利用を行うことができるよう、日常生活圏域を5圏域に設定しています。

(1) 人口・要介護認定者等

図表 2-3-1 人口・要介護認定者等

(単位：人、%)

圏域名 区分	東部地区		西の里 地区	西地区	北広島団地 A地区	北広島団地 B地区	住所地 特例	合 計
	人 口 (人)	15,710	6,781	21,263	8,323	7,587	-	59,664
高齢者人口 65歳以上 (人)	3,882	1,671	4,130	3,099	3,210	-	15,992	
高 齢 化 率 (%)	24.7	24.6	19.4	37.2	42.3	-	26.8	
後期高齢者 75歳以上 (人)	1,661	779	1,680	1,505	1,294	-	6,919	
後期高齢化率 (%)	10.6	11.5	7.9	18.1	17.1	-	11.6	
要 介 護 認 定 者 数	要支援 1	234	95	197	188	166	7	887
	要支援 2	80	35	53	54	51	2	275
	要介護 1	190	71	213	141	135	15	765
	要介護 2	99	44	105	63	62	8	381
	要介護 3	79	36	60	48	37	7	267
	要介護 4	53	34	61	35	32	4	219
	要介護 5	71	41	55	40	38	2	247
	合 計	806	356	744	569	521	45	3,041

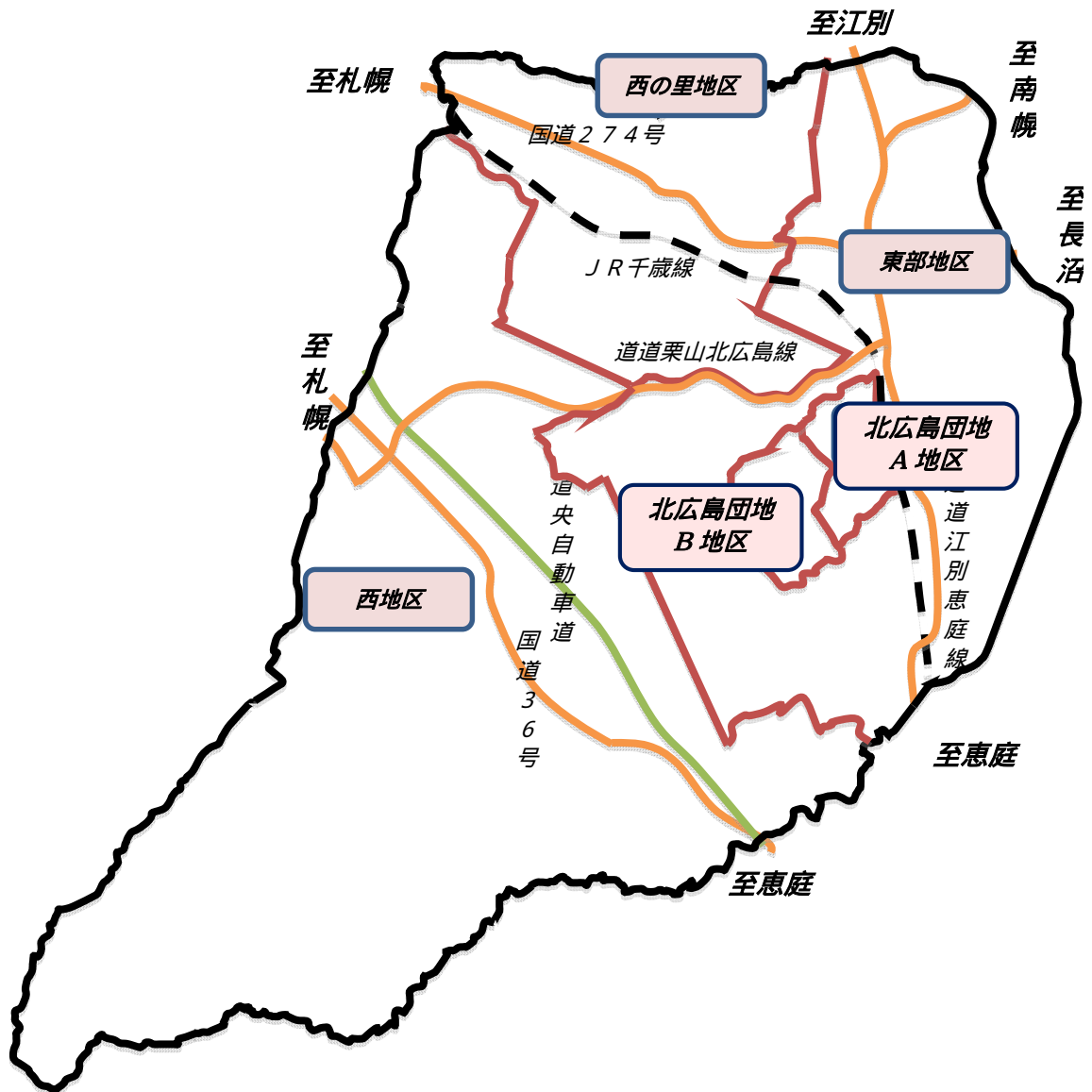
(2) サービス基盤整備状況

図表 2-3-2 サービス基盤整備状況

圏域 (高齢者人口)	種類	平成26年度(現況)	
		施設数	定員(人)
東部地区 (3,882)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	2	36
	小規模多機能型居宅介護	0	0
	複合型サービス	0	0
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2	150
	介護老人保健施設	0	0
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	0	0
西の里地区 (1,671)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	2	36
	小規模多機能型居宅介護	1	25
	複合型サービス	0	0
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1	100
	介護老人保健施設	0	0
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	1	50
西地区 (4,130)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	2	45
	小規模多機能型居宅介護	0	0
	複合型サービス	0	0
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	0	0
	介護老人保健施設	2	190
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	3	125
北広島団地 A地区 (3,099)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1	18
	小規模多機能型居宅介護	1	25
	複合型サービス	0	0
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	0	0
	介護老人保健施設	0	0
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	0	0
北広島団地 B地区 (3,210)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	2	36
	小規模多機能型居宅介護	0	0
	複合型サービス	1	25
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	0	0
	介護老人保健施設	0	0
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	0	0
市内合計 (15,992)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	9	171
	小規模多機能型居宅介護	2	50
	複合型サービス	1	25
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3	250
	介護老人保健施設	2	190
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	4	175

(3) 日常生活圏域図

図表 2-3-3 日常生活圏域図



図表 2-3-4 日常生活圏域

東 部 地 区	中の沢・北の里・共栄・共栄町・東共栄・美咲き野・中央・朝日町 稲穂町西・稲穂町東・新富町東・新富町西・美沢・東の里・富ヶ岡 南の里
西 の 里 地 区	西の里・虹ヶ丘・西の里北・西の里東・西の里南
西 地 区	希望ヶ丘・輪厚・輪厚中央・輪厚元町・輪厚工業団地・島松・三島 仁別・大曲・大曲中央・大曲末広・大曲柏葉・大曲工業団地 大曲南ヶ丘・大曲緑ヶ丘・大曲光・大曲幸町・大曲並木
北 広 島 団 地 A 地 区	栄町・広葉町・北進町・輝美町・青葉町・若葉町・南町・白樺町
北 広 島 団 地 B 地 区	松葉町・泉町・高台町・里見町・山手町・緑陽町

第4節 日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

1 調査概要

1 調査目的

第6期介護保険事業計画(平成27年度から平成29年度の3年間)策定にあたり基礎資料とするため

2 調査対象

65歳以上の北広島市民3,000人を無作為抽出(ただし、要介護3、4、5の認定者を除く)

3 調査方法

- ・「住民基本台帳」から無作為に抽出し、郵送による調査票の送付・回収
- ・調査期間は平成25年12月9日(発送)から12月27日(投函締切り)

4 調査基準日

- ・平成25年10月1日

5 主な調査項目

- ・家族や生活状況について
- ・運動および閉じこもりについて
- ・転倒について
- ・口腔・栄養について
- ・物忘れについて
- ・日常生活について
- ・社会参加について
- ・健康について
- ・介護予防・生活支援について

6 回収結果

- ・調査票回収数 2,217 票
- ・調査分析対象 2,210 票 (有効回答率 73.7%)

2 調査結果

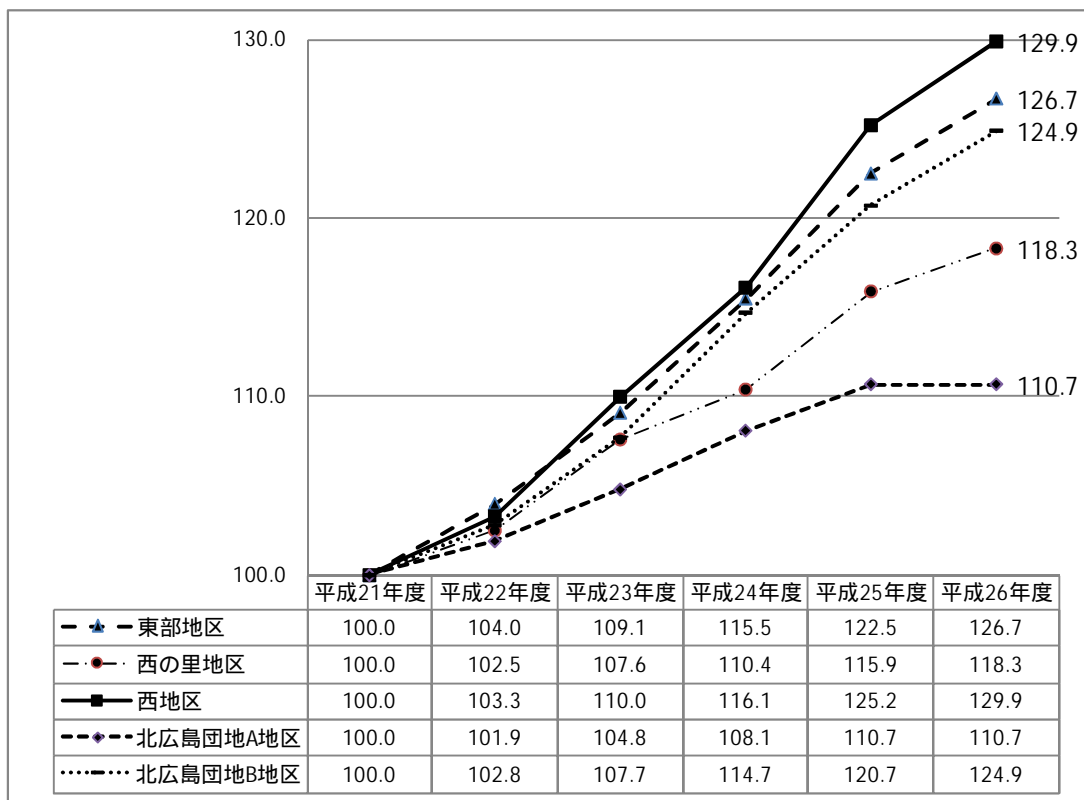
本計画では、日常生活圏域別の高齢者の生活実態を踏まえた計画策定が必要であることから、日常生活圏域別の分析結果を掲載します。

以下の表に用いるN値とは、回答者のうち要支援・要介護認定を受けていない人のことを示します。

(1) 日常生活圏域別の高齢者人口の増加率

平成21年度の高齢者人口を100%としたときの、平成26年度までの高齢者数の増加の割合について見ると、平成26年度までの増加率は、「西地区」が129.9%と最も高く、次いで「東部地区」が126.7%となっています。増加率が最も低かったのは「北広島団地A地区」の110.7%であり、最も高かった「西地区」と比べると19.2ポイントの開きがあります。

図表 2-4-1 日常生活圏域別 高齢者人口の増加率



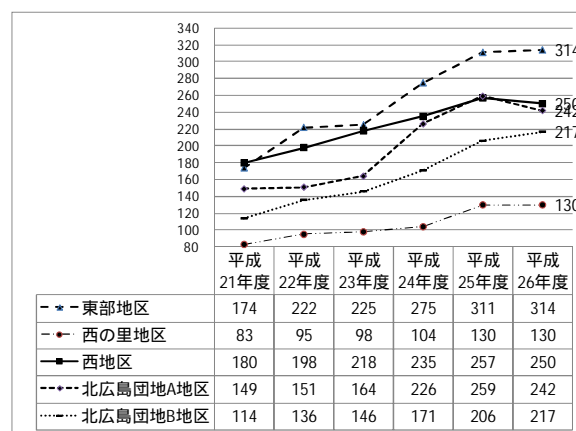
資料：住民基本台帳より算出（各年度3月31日、平成26年度は9月30日現在）

(2) 要支援・要介護認定者の推移

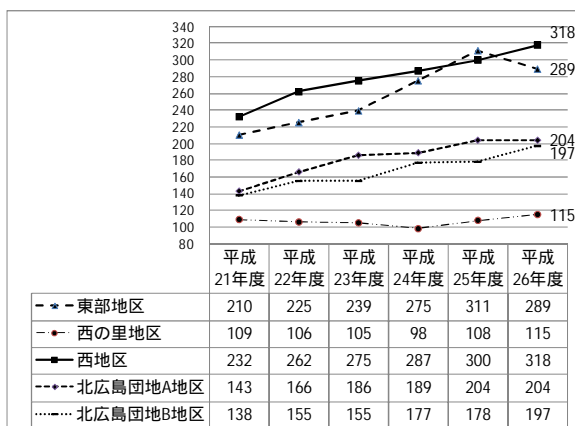
平成21年度から平成26年度までの要支援・要介護認定者をみると、「要支援1・2」、「要介護1・2」、「要介護3～5」のいずれも増加しています。特に、「要支援1・2」では、平成23年度以降で伸び幅が大きくなっているのがわかります。

日常生活圏域別にみると、「東部地区」と「西地区」が、他の圏域と比べて、要支援・要介護認定者数が多くなっています。要介護度の高い「要介護3～5」をみると、「東部地区」の伸びが大きく、「北広島団地A地区」と「北広島団地B地区」はほぼ横ばいとなっています。

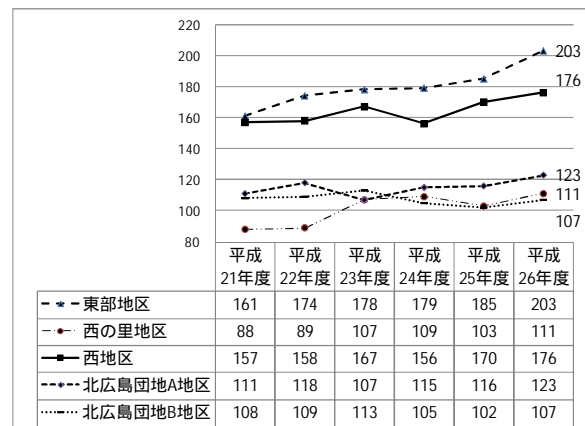
図表 2-4-2 要支援1・2の認定者数推移



図表 2-4-3
要介護1・2の認定者数推移



図表 2-4-4
要介護3～5の認定者数推移

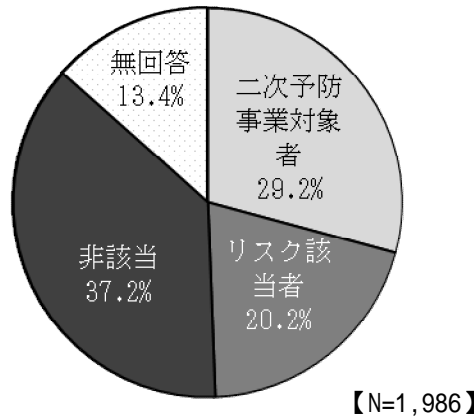


3 二次予防事業対象者・リスク該当者の割合

(1) 全体結果

要支援・要介護認定者以外の高齢者のうち、二次予防事業対象者およびリスク該当者に該当する可能性のある回答者の割合についてみると、二次予防事業対象者は29.2%、リスク該当者は20.2%、非該当者は37.2%となっています。

図表 2-4-5 二次予防事業対象者・リスク該当者



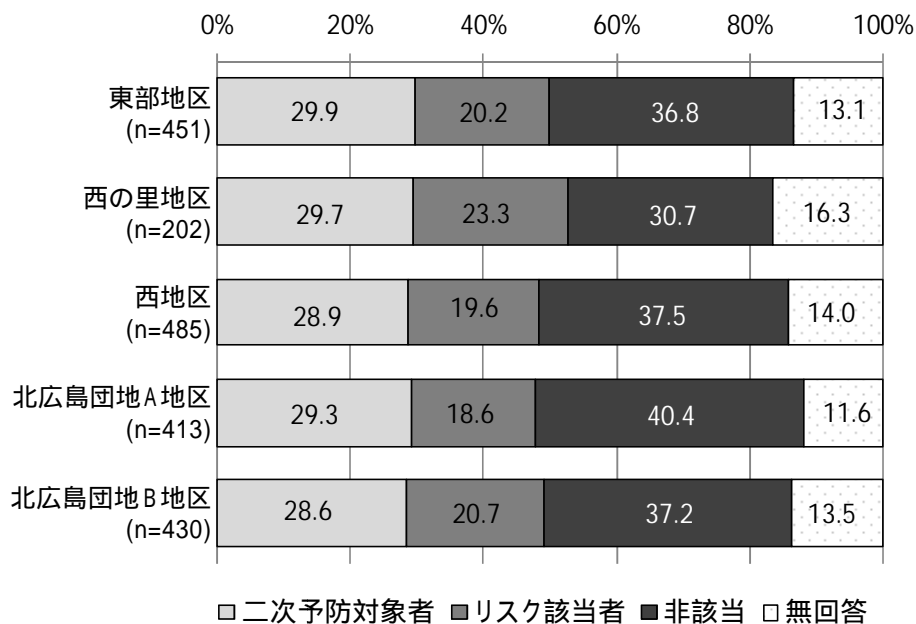
(2) 日常生活圏域別

日常生活圏域別にみると、二次予防事業対象者の割合は圏域ごとの大きな差は見られませんでした。

リスク該当者の割合は、「西の里地区」が23.3%と最も高く、最も低い「北広島団地A地区」と比べると4.7ポイントの差があります。

非該当者の割合は「北広島団地A地区」が40.4%と最も高く、次いで「西地区」が37.5%となっています。

図表 2-4-6 二次予防事業対象者・リスク該当者（圏域別）

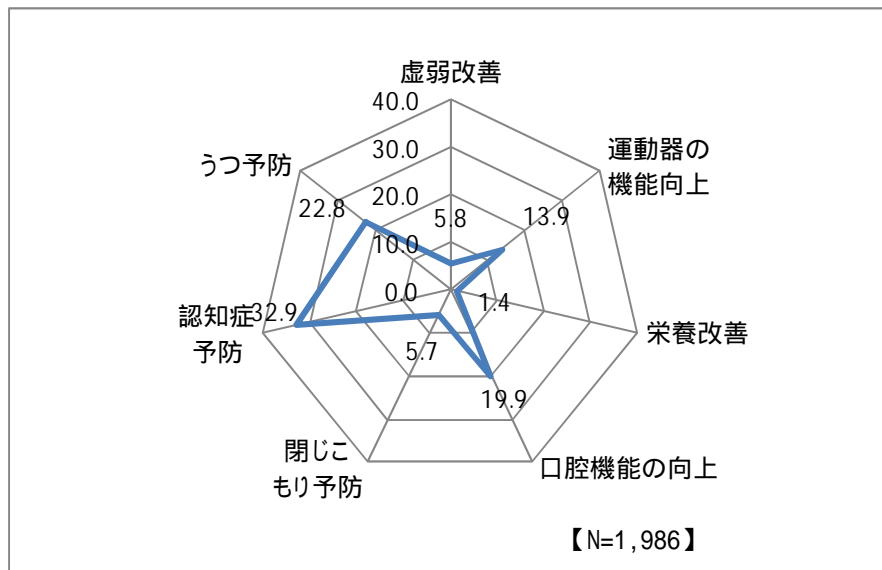


4 二次予防事業対象者・リスク該当者の判断基準項目の分析

(1) 全体結果

要介護認定者以外の高齢者で、二次予防事業対象者・リスク該当者の判断基準項目に該当した割合についてみると、全体では、「認知症予防」が32.9%と最も高く、次いで「うつ予防」が22.8%となっています。「閉じこもり予防」(5.7%)、「栄養改善」(1.4%)、「虚弱改善」(5.8%)は割合が低くなっています。

図表 2-4-7 二次予防事業対象者・リスク該当者 該当割合



(2) 日常生活圏域別の結果

日常生活圏域別にみると、「虚弱改善」「運動器の機能向上」「口腔機能の向上」「認知症予防」「うつ予防」の項目で、「西の里地区」が他の圏域に比べ最も高くなっています。

「閉じこもり予防」では「西地区」が6.4%と、他の圏域に比べ割合が高くなっています。

図表 2-4-8 二次予防事業対象者・リスク該当者 該当割合 (圏域別)

(単位: %)

圏域	虚弱改善	運動器の機能向上	栄養改善	口腔機能の向上	閉じこもり予防	認知症予防	うつ予防
全体	5.8	13.9	1.4	19.9	5.7	32.9	22.8
東部地区	5.3	14.9	1.3	20.6	5.5	33.5	24.2
西の里地区	7.9	15.3	1.0	21.3	5.9	37.1	24.8
西地区	6.2	14.0	1.4	20.6	6.4	33.6	14.7
北広島団地A地区	5.3	14.8	1.5	18.2	5.1	29.5	20.1
北広島団地B地区	5.6	11.5	1.2	19.8	5.6	33.3	20.9

【N=1,986】

第3章 基本理念・基本目標

第1節 基本理念

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で共に支え合うまちづくりの実現

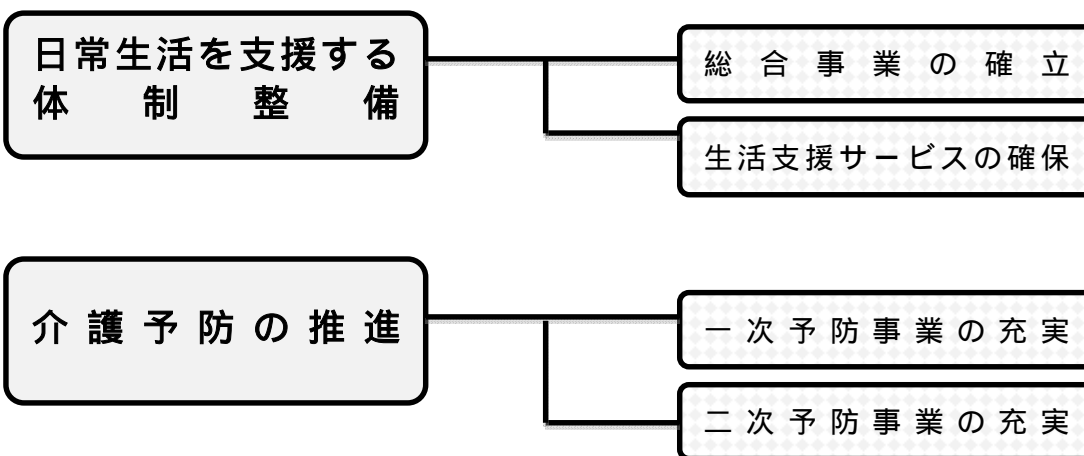
高齢化が急速に進んでいる中で、これからの高齢化社会を支えていくには、行政のサービスだけではなく、各事業者、関係機関、関係団体、地域住民などの連携が欠かせません。さらに、高齢者自身が有する能力を社会の中で発揮し、「支援される側」「支援する側」といった画一的な関係性ではなく、お互いが認めあい、地域全体で支え合うことがとても大切です。

本計画では北広島市に住むすべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で支え合えるまちづくりの実現をめざします。

第2節 基本目標

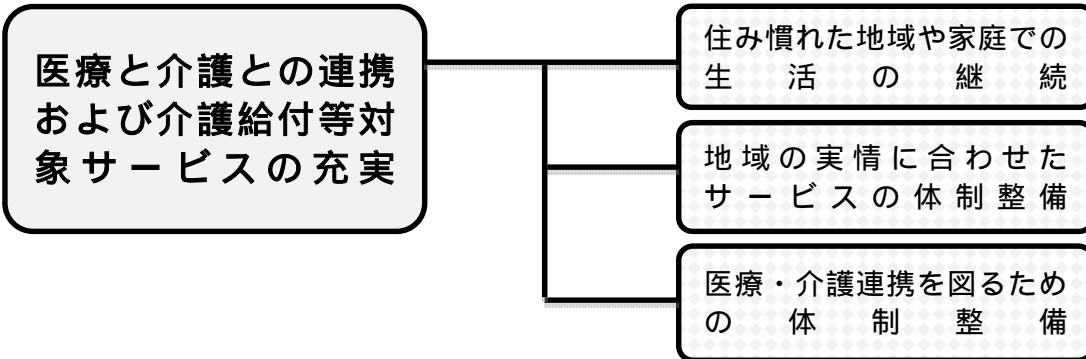
1 基本目標1 介護予防と自立支援

自立した生活を継続するために、高齢者の健康や介護予防に必要な知識の普及を促進し、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の把握に努め、各種事業への参加促進などにより自立生活への支援を図ります。また、市民への介護予防の必要性や事業の周知を強化し、介護予防への理解を深めます。



2 基本目標2 介護サービスの充実

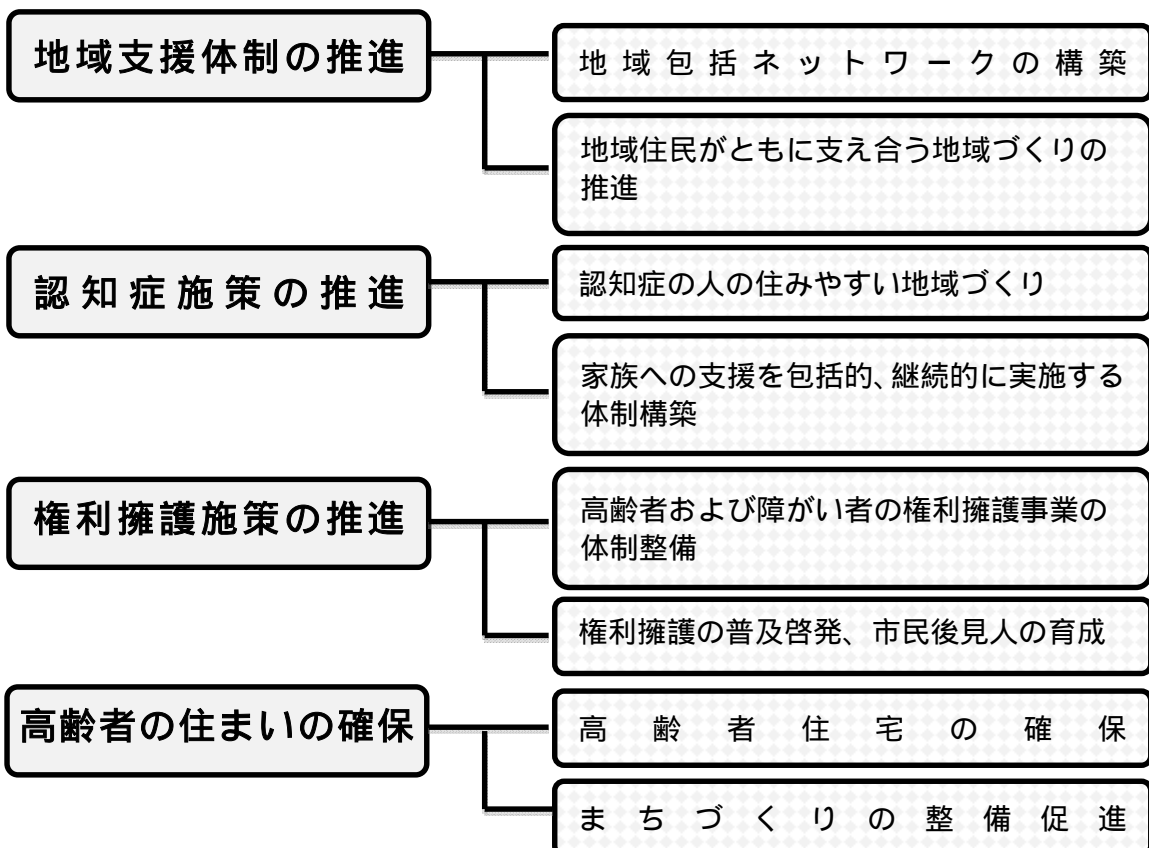
介護サービスや在宅福祉サービスの基盤整備について、高齢者が住み慣れた地域で、安全・安心な生活が送れるよう医療と介護との連携を強化します。また、地域密着型の整備等を促進し、きめ細かなサービス体制の充実を図ります。



3 基本目標3 地域支援体制の構築

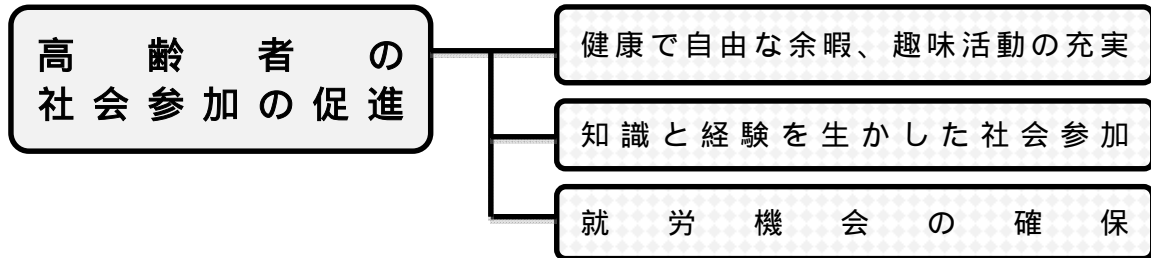
高齢者の生活を総合的に支える中核的な役割を地域包括支援センター（高齢者支援センター）が担うことができるよう、介護・保健・医療との連携に加え、地域の関係者を含めたネットワークづくりを強化します。

高齢者の尊厳確保と虐待防止への取組みは、相談に迅速に対応できるよう窓口の周知活動を行うとともに、「高齢者虐待防止相談対応マニュアル」に基づき、関係機関等と連携して対応します。認知症施策では、適切なケア体制の充実を図るとともに、認知症に対する理解を深め、地域で支える体制づくりや認知症高齢者等SOSネットワークなどの普及に努めます。高齢者が気軽に交流できる場を開設し、NPO法人やコミュニティビジネスなどの参画による運営を進め、市民で支える人材の育成や団体の支援を図ります。



4 基本目標4 生きがいと社会参加の促進

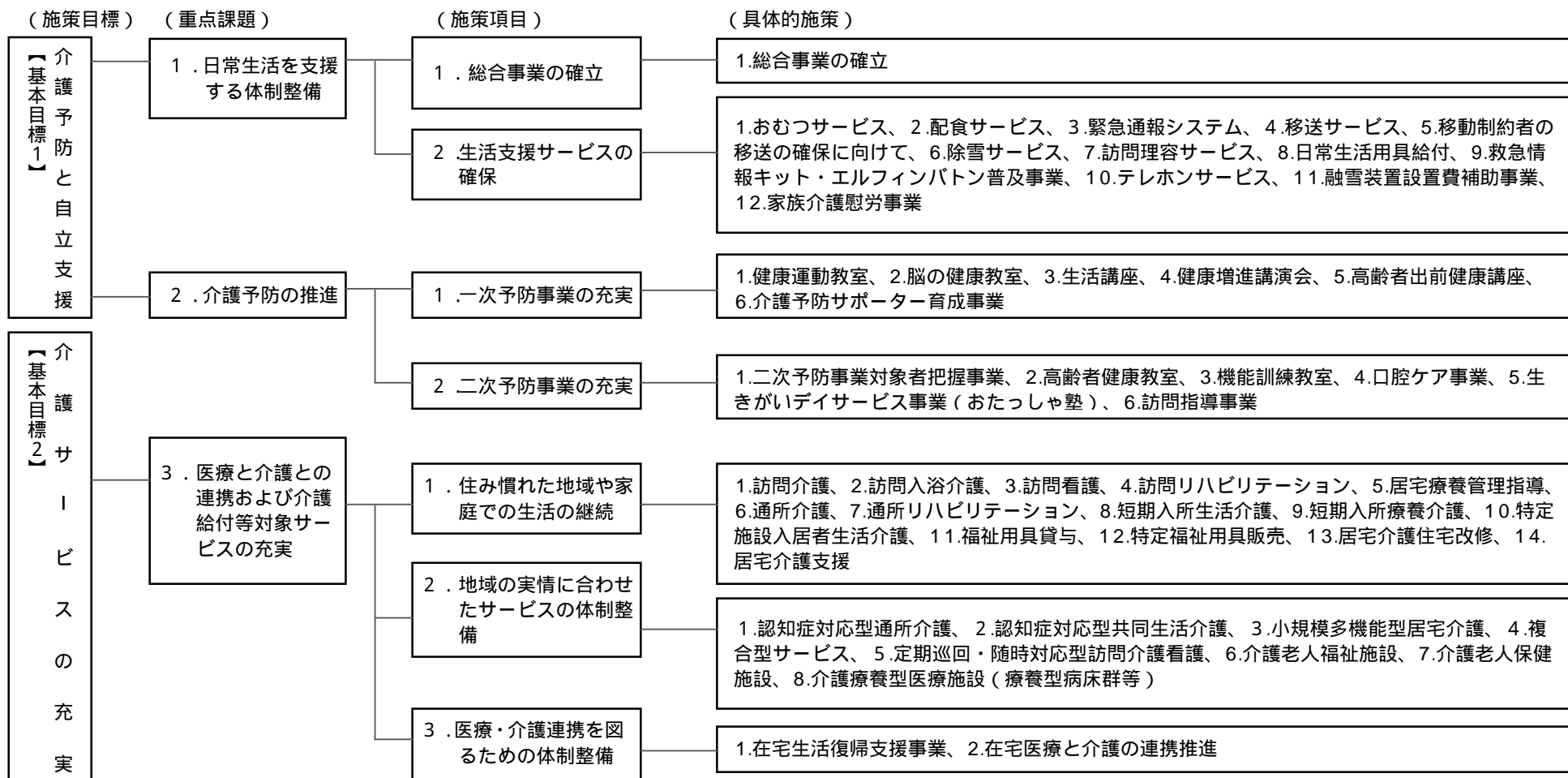
高齢者が豊かな経験を生かして社会参加を果たすとともに、生きがいを持って地域の中で豊かに生活が送ることができるよう支援を行っていきます。

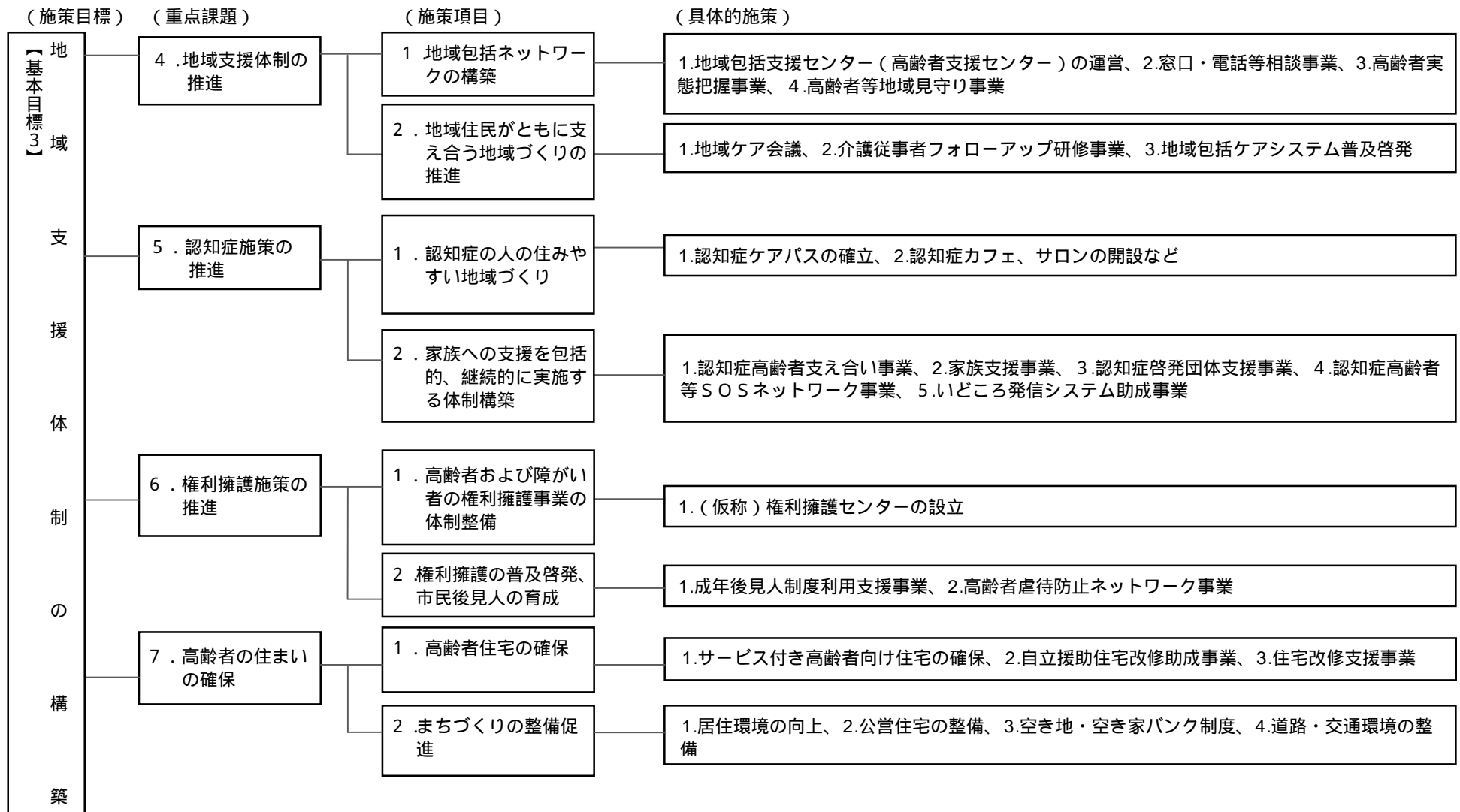


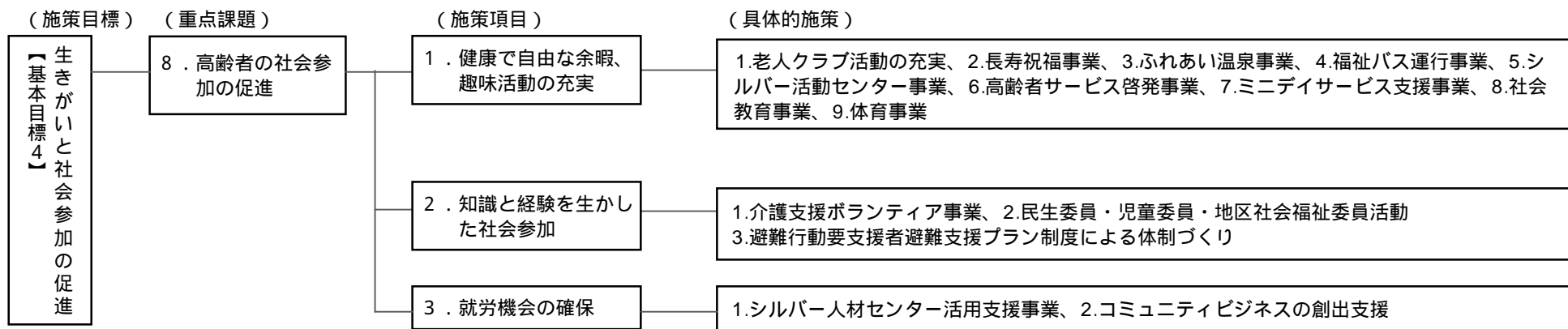
第3節 施策の体系

各施策目標における重点課題、施策項目に対する具体的施策について体系的に整理します。

基本理念「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で共に支え合うまちづくりの実現」





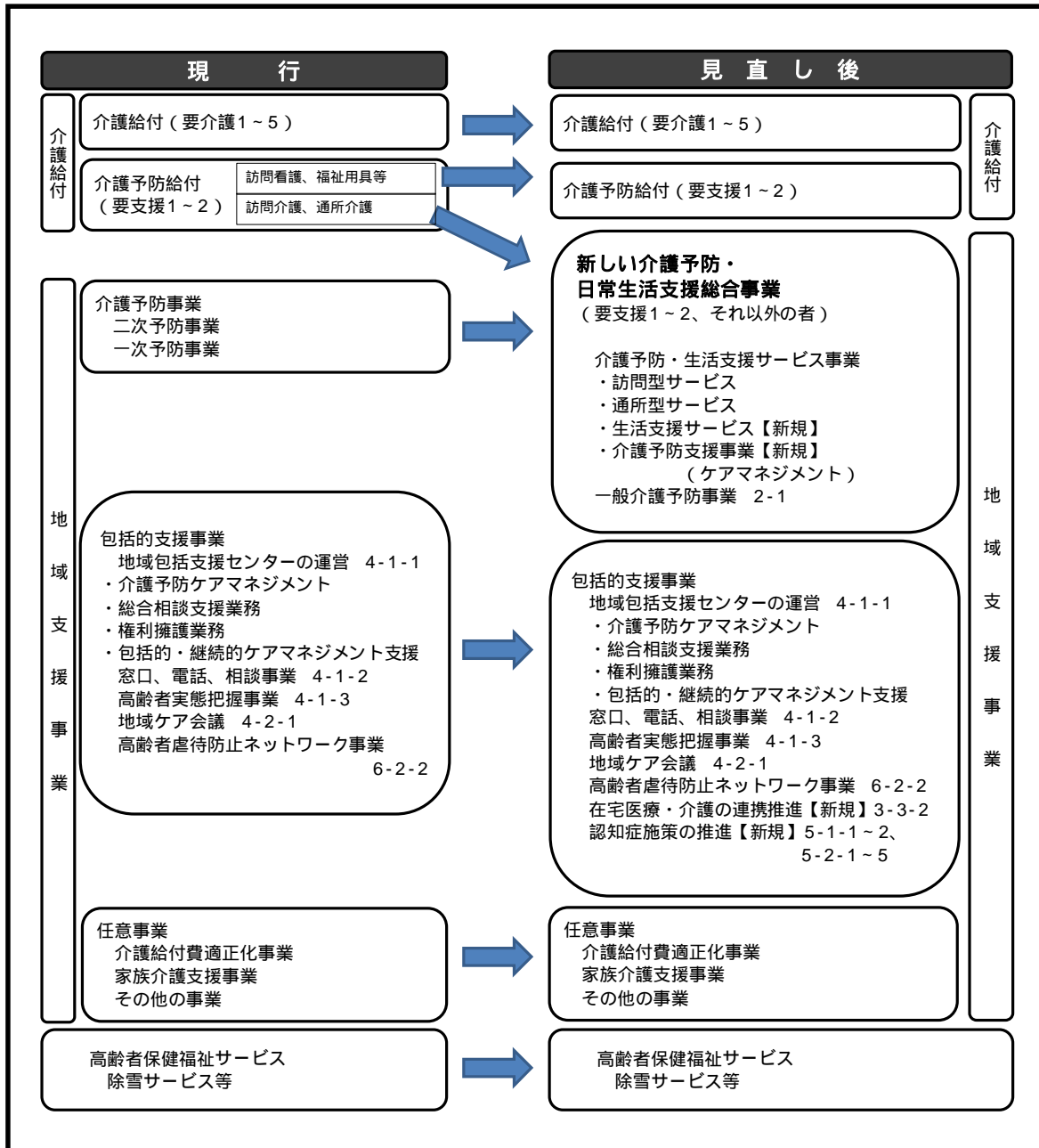


第4章 地域支援事業の改正

第1節 地域支援事業の充実に併せた予防給付の方向性

地域支援事業を充実させ、市町村が中心となって地域づくりを推進することをめざし、予防給付を見直し、地域包括ケアの一翼を担うにふさわしい質を備えた総合事業として再構築することとします。

図表 4-1-1 地域支援事業の体系図



第2節 地域支援事業の改正に伴う事業移行について

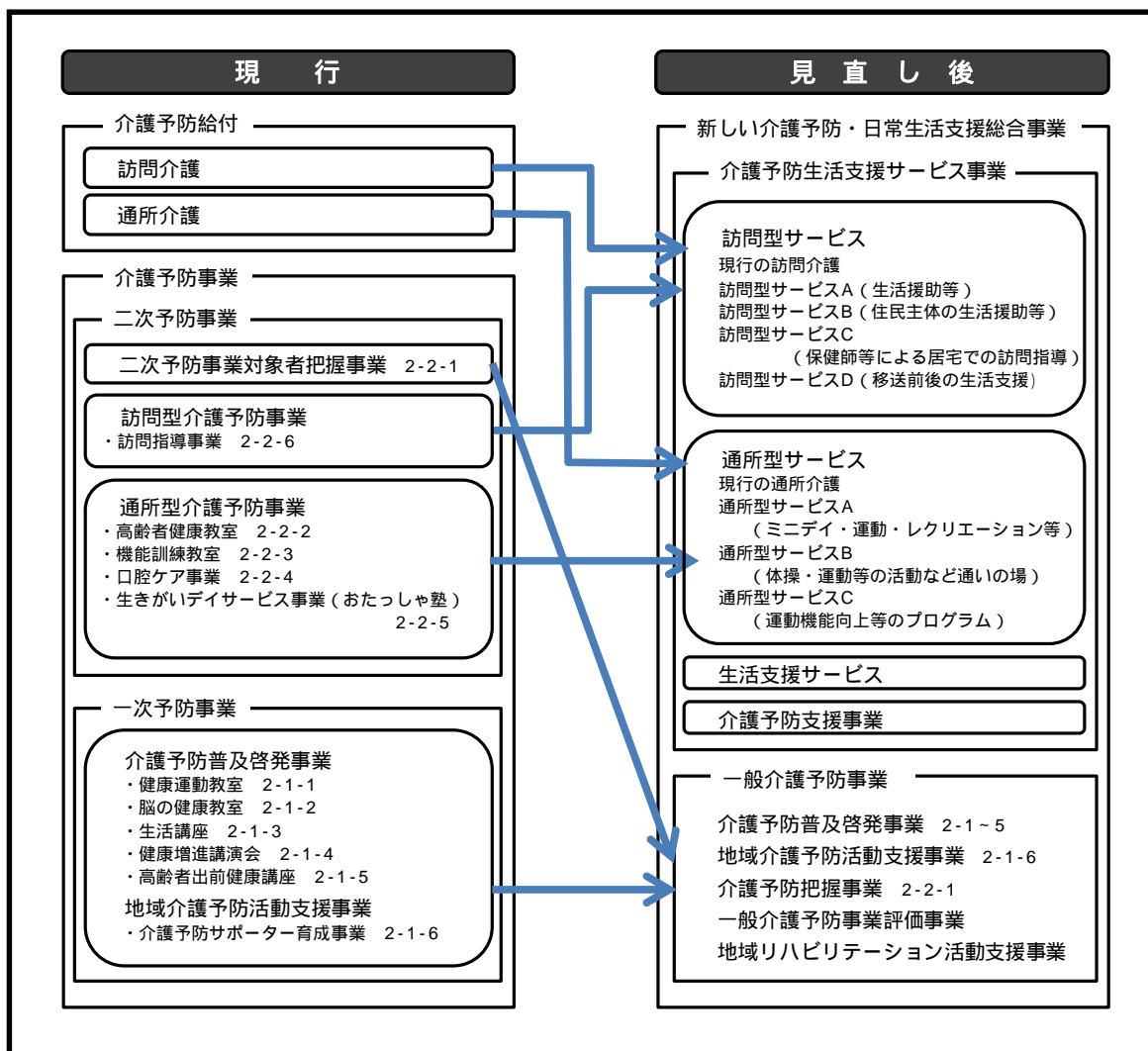
地域支援事業の改正に伴い、事業の中のいくつかは「総合事業」などに移行することとなります。現在、北広島市で実施している各事業について以下のように組み立てなおすこととします。

1 総合事業

「総合事業」では、予防給付のうち、「訪問介護」「通所介護」が地域支援事業へ移行されます。これまでの専門的なサービスに加えて、多様な担い手による生活支援サービスを活用し事業を展開していきます。

また、現行の「介護予防事業（二次予防事業・一次予防事業）」については、「一般介護予防事業」として組み立てなおすこととします。

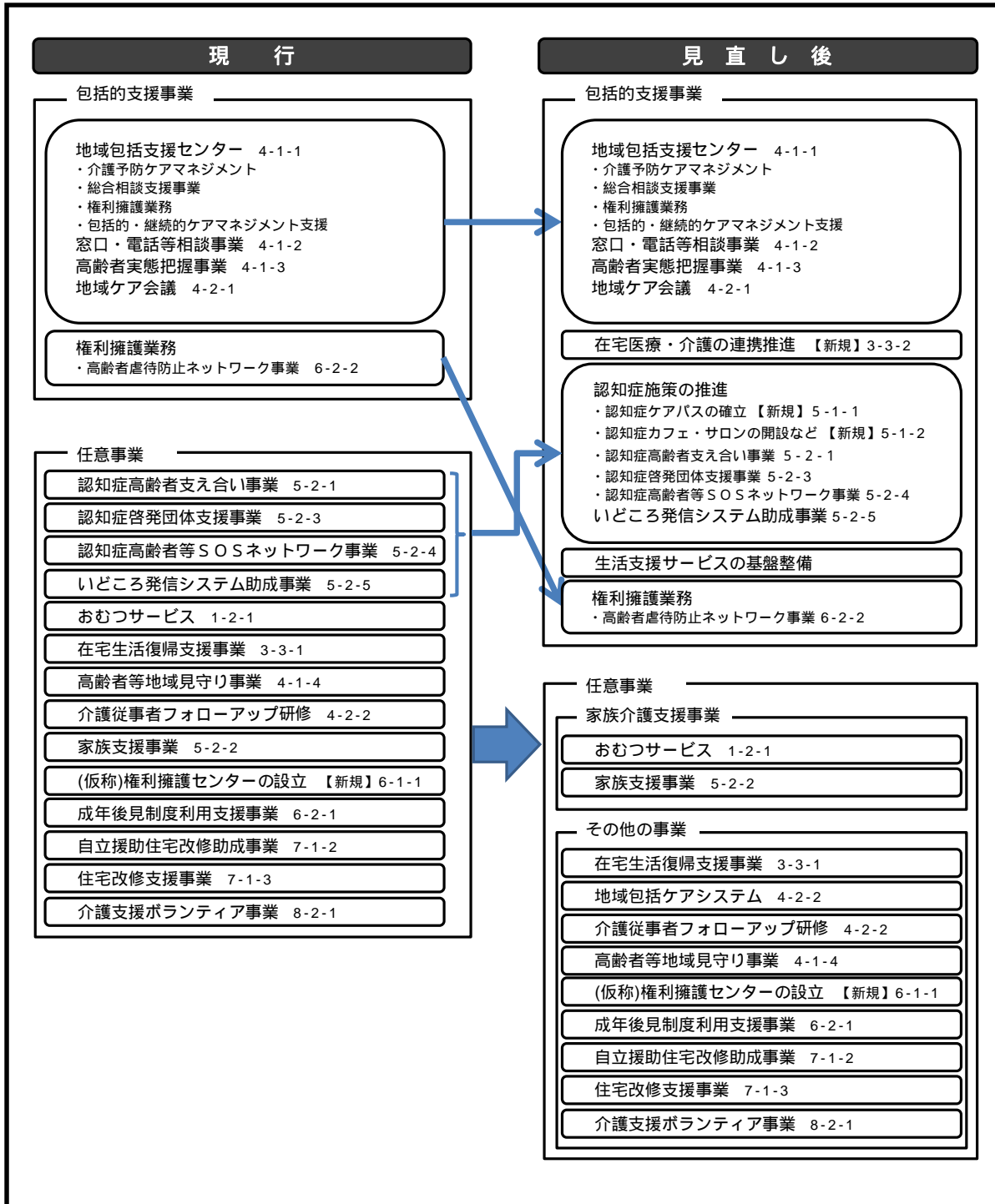
図表 4-1-2 総合事業の体系図



2 包括的支援事業・任意事業

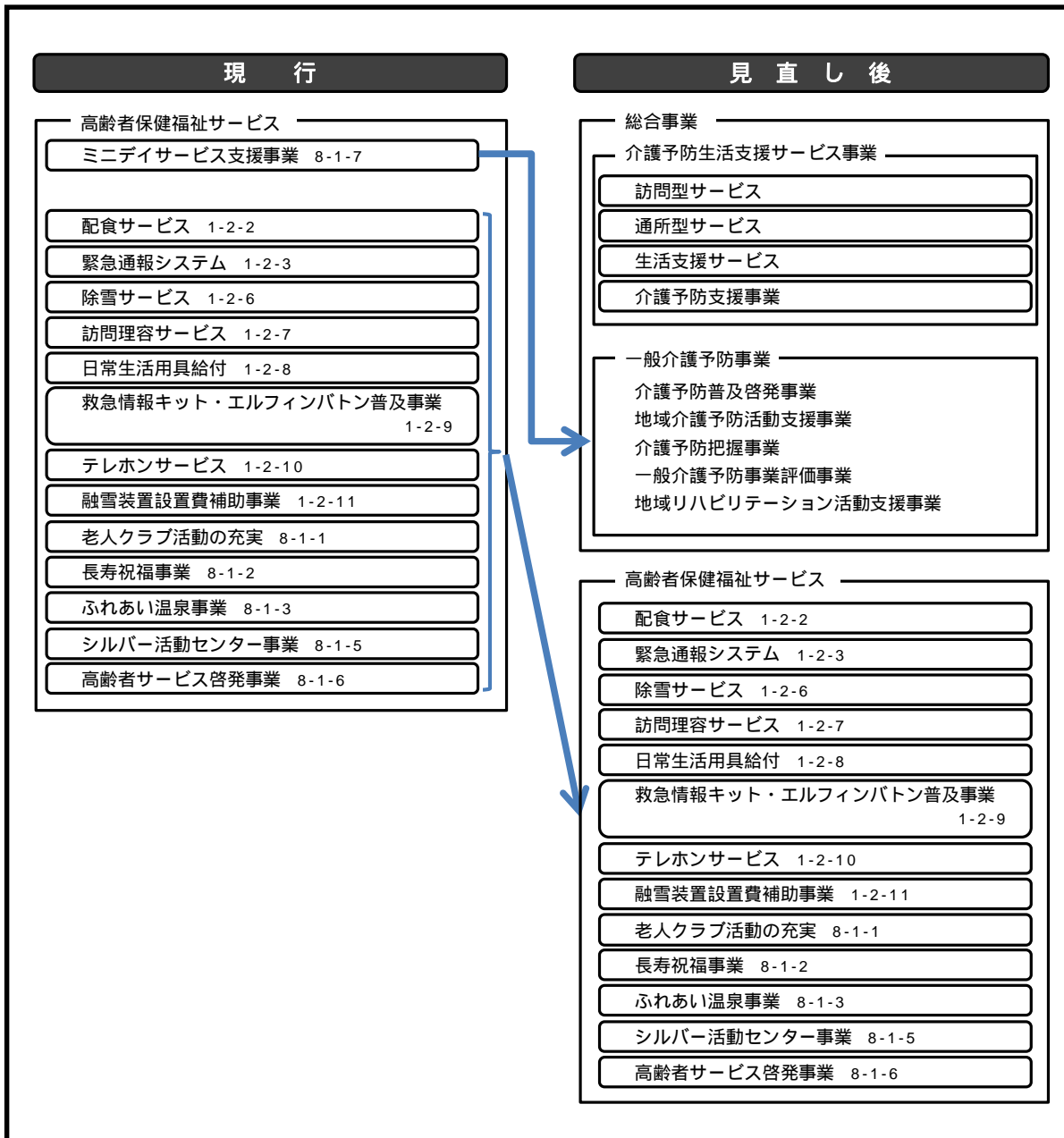
「包括的支援事業」は、認知症施策の推進、生活支援サービスの基盤整備などの機能を拡充し、「任意事業」は、既存の事業を介護保険法の改正にあわせ地域性を生かした事業展開を進めていきます。

図表 4-1-3 包括的支援事業・任意事業の体系図



3 高齢者保健福祉サービス

図表 4-1-4 高齢者保健福祉サービスの体系図



第5章 基本目標 1 介護予防と自立支援

第1節 日常生活を支援する体制整備

1 総合事業の確立

第6期計画の中に現行の地域支援事業を見直し、専門的なサービスだけではなく、多様な担い手による生活支援サービスを取り入れ、多様化、充実させた総合事業が実施されることとなります。「支援する側」と「支援される側」という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを深め、能力に応じた柔軟な支援により、自立意欲の向上もめざします。

また、現在介護予防給付サービスを利用している方に不安を与えないように、介護予防給付として提供しているサービスを十分に確保しながら、スムーズな移行ができるよう事業を展開していきます。

2 生活支援サービスの確保

(1) おむつサービス【継続】

在宅で寝たきりの高齢者または重度身体・知的障がい者で常時おむつを使用している人を対象に、「紙おむつ購入助成券」を交付し、紙おむつの購入費の助成をします。

利用者は年々増加しており、今後も利用者の増加が見込まれ、介護者の経済的負担を軽減するため、事業を継続して実施します。

図表 5-1-1 おむつサービスの実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用者数	240	250	260	270	280	290
実績値(b)	利用者数	238	248	260			
$\frac{(b)}{(a)} \times 100$	利用者数	99.2	99.2	100.0			

(2) 配食サービス【継続】

食事を作ることが困難な高齢者および障がい者に対し、夕食時に栄養バランスのとれた食事を自宅へ届けることで、利用者の安定した食生活を確保し、自立した生活を送ることを支援するとともに、配達時に安否確認を行います。

また、高血圧や糖尿病など、食事に制限のある人には、医師の指示に従った「治療食」を提供します。

利用者の嗜好にあったサービスを提供するため、配食業者の拡大などサービスの充実に取り組むとともに、高齢者の生活支援サービスへの移行について検討します。

図表 5-1-2 配食サービスの実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用実人数	320	330	340	340	360	380
	(一般食)	205	210	215	225	240	255
	(治療食)	115	120	125	115	120	125
	実施回数	週7回	週7回	週7回	週7回	週7回	週7回
	一人週平均配食数	4.15	4.20	4.25	4.50	4.50	4.50
	年間延べ配食数	53,950	57,870	61,880	49,000	52,000	55,000
実績値(b)	利用実人数	286	304	320	/		
	(一般食)	176	205	210			
	(治療食)	110	99	110			
	実施回数	週7回	週7回	週7回			
	一人週平均配食数	4.33	4.48	4.48			
	年間延べ配食数	43,263	42,951	46,000			
(b)/(a) *100	利用実人数	89.4	92.1	94.1	/		
	(一般食)	85.9	97.6	97.7			
	(治療食)	95.7	82.5	88.0			
	実施回数	100.0	100.0	100.0			
	一人週平均配食数	104.3	106.7	105.4			
	年間延べ配食数	80.2	74.2	74.3			

(3) 緊急通報システム【継続】

ひとり暮らしの高齢者および重度身体障がい者に対し、急病などを通報する緊急通報装置を貸与します。委託事業者への通報により協力員や緊急時には消防署へ救援出動を要請するものです。また、毎月1回利用者の安否確認の電話サービスを行います。協力員は、地域の見守り支援につながっていますが、利用者にとって協力員の確保が難しい場合があることから、運営方法などについて検討します。

図表 5-1-3 緊急通報システムの実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	新規設置数	35	40	45	30	35	45
	利用世帯数	185	190	195	160	175	195
実績値(b)	新規設置数	20	16	20	\		
	利用世帯数	161	147	150			
(b)/(a) *100	新規設置数	57.1	40.0	44.4			
	利用世帯数	87.0	77.4	76.9			

(4) 移送サービス【継続】

要介護4または5の認定を受けた人、下肢または体幹機能の重度障がい者で、移動に際し車いすやストレッチャーを利用し、ヘルパーの介助が必要な人に対して、医療機関や心身障がい者総合相談所への送迎に民間事業者を活用して行います。

一般交通機関の利用が困難な人の移動手段であり、在宅で自立した生活を維持するために必要であることから、事業を継続して実施します。

図表 5-1-4 移送サービスの実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	実人数	73	76	79	70	70	70
	実施延べ回数	2,122	2,334	2,567	2,446	2,446	2,446
実績値(b)	実人数	87	82	70	\		
	実施延べ回数	2,275	2,167	2,096			
(b)/(a) *100	実人数	119.2	107.9	88.6			
	実施延べ回数	107.2	92.8	81.7			

(5) 移動制約者の移送の確保に向けて【継続】

NPO法人等によるボランティア輸送について、道路運送法の許可を得るために必要な福祉有償運送運営協議会を設置し、公共交通機関により移動が困難な要介護認定者、身体障がい者その他の移動制約者の移送の確保を図ります。

(6) 除雪サービス【継続】

除雪作業が困難な高齢者および身体障がい者の世帯で、市内に除雪を支援する親族がない低所得の世帯に対し、ボランティア等の協力員が玄関から公道までの通路部分の除雪を行います。

高齢者等の除雪問題に対応するため、新たなシステムについて検討します。

図表 5-1-5 除雪サービスの実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用世帯数	310	320	330	310	320	350
実績値(b)	利用世帯数	267	271	300			
(b)/(a) *100	利用世帯数	86.1	84.7	90.9			

(7) 訪問理容サービス【継続】

在宅で寝たきりの状態にあり、自力で理髪店へ出向くことができない高齢者および重度身体障がい者に対し、理容師が利用者宅を訪問して散髪を行います。

寝たきりの高齢者等にとって、散髪により整容することは大切なことから、事業を継続して実施します。

図表 5-1-6 訪問理容サービスの実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用者数	50	55	60	70	75	80
実績値(b)	利用者数	54	60	65			
(b)/(a) *100	利用者数	108.0	109.1	108.3			

(8) 日常生活用具給付【継続】

ひとり暮らしの高齢者に対し、電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付や老人電話用の電話回線の貸与を行い、居宅生活での事故防止や不安の解消につなげる事業です。

ひとり暮らしの高齢者が火災に巻き込まれる事故が多くあり、給付品の見直しを含め住宅の防火対策に効果のある事業などへの変更を検討します。

図表 5-1-7 日常生活用具給付の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用者数	8	8	8	4	4	10
実績値(b)	利用者数	0	1	0			
(b)/(a) *100	利用者数	0.0	12.5	0.0			

(9) 救急情報キット・エルフィンボタン普及事業【継続】

救急情報キット・エルフィンボタンは、医療情報等を記入して収納するもので、冷蔵庫に保管します。救急医療の現場で、本人が話せない状況でも、本人の持病や服薬などの情報を医療従事者等に正確に伝えることができるものです。

65歳以上の高齢者のみの世帯および障がい者で希望される人に配布します。

エルフィンボタンを保管することで、ひとり暮らし高齢者等の生活不安を軽減できることや救急医療の現場での活用が報告されていることから、今後もエルフィンボタンの普及に努めます。

図表 5-1-8 救急情報キット・エルフィンボタン普及事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	配布世帯数	500	500	500	500	500	500
実績値(b)	配布世帯数	214	186	450			
(b)/(a) *100	配布世帯数	42.8	37.2	90.0			

(10) テレホンサービス【廃止】

ひとり暮らしの高齢者に対し、ボランティアが1日に1から2回、電話でコミュニケーションを図り、あわせて安否確認を行っています。

平成27・28年度は現行のまま継続し、他の事業への移行などを検討し新たなサービスとすることから、平成29年度からは廃止とします。

図表 5-1-9 テレホンサービスの実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用実人数	8	9	10	2	3	-
実績値(b)	利用実人数	3	2	2			
(b)/(a) *100	利用実人数	37.5	22.2	20.0			

(11) 融雪装置設置費補助事業【廃止】

70歳以上の高齢者世帯や重度の障がい者世帯に対し、冬期間における高齢者等の生活の利便性を図るため、融雪装置（ロードヒーティング）設置費の一部を助成する事業です。

設置費用や維持管理コストが高く、低所得者を含めた公平な利用が見込めないことから平成27年度にかけて周知を図り平成28年度より廃止します。

図表 5-1-10 融雪装置設置費補助事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用世帯数	5	5	5	5	-	-
実績値(b)	利用世帯数	0	3	2			
(b)/(a) *100	利用世帯数	0.0	60.0	40.0			

(12) 家族介護慰労事業【廃止】

重度（要介護4・5）に相当する在宅高齢者で、過去1年間に介護保険サービス（年間1週間程度の利用を除く）を受けなかった人を介護している家族を対象に、介護に対する慰労として現金を贈呈します。

在宅サービスでは、サービスが必要な人に適切なサービスを受けられるよう体制を整備していきます。平成27・28年度に周知を図り、平成29年度より廃止します。

図表 5-1-11 家族介護慰労事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	給付件数	1	1	1	1	1	-
実績値(b)	給付件数	1	1	1			
(b)/(a) *100	給付件数	100.0	100.0	100.0			

第2節 介護予防の推進

1 一次予防事業の充実

(1) 健康運動教室【継続・総合事業へ移行】

転倒予防のための運動に取り組むきっかけづくりを目的とします。栄養・口腔ケアなどについても学習する介護予防教室です。

下肢筋力を中心とした運動を行い、柔軟性やバランス能力を高め、転倒リスクの軽減を図ります。

平成27・28年度は現行のまま継続しますが、介護予防普及啓発事業へ移行し、多くの人に参加できるよう事業内容を見直し、継続して実施します。

図表 5-2-1 健康運動教室の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	参加者数	50	60	70	70	70	100
	コース数 (1コース10回)	5	5	5	5	5	5
実績値(b)	参加者数	61	57	70	/		
	コース数 (1コース10回)	5	5	5			
(b)/(a) *100	参加者数	122.0	95.0	100.0			
	コース数 (1コース10回)	100.0	100.0	100.0			

(2) 脳の健康教室【継続・総合事業へ移行】

物忘れが気になる人を対象に、読み書き、計算等の学習による脳の活性化と、介護予防サポーターや参加者同士の交流を通して、認知症を予防する教室です。

認知症予防への意識が広がることで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる生活を維持することを目的とします。

脳の健康教室終了後には、教室の参加者と介護予防サポーターによる自主的な活動として、クラス会が行われています。

平成27・28年度は現行のまま継続しますが、介護予防普及啓発事業へ移行し、地域の中で認知症予防として効果が高まる内容となるよう事業の充実を図りながら、事業を継続して実施します。

図表 5-2-2 脳の健康教室の実績と見込み

区 分			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	教室	参加者数	20	40	40	20	20	20
		実施回数	1	2	2	1	1	1
	クラス会	参加者数	15	30	30	15	15	15
		実施回数	1	2	2	1	1	1
	学習サポーター数		51	18	21	15	15	15
実績値(b)	教室	参加者数	13	16	15	\		
		実施回数	1	1	1			
	クラス会	参加者数	10	10	10			
		実施回数	1	1	1			
	学習サポーター数		11	12	14			
(b)/(a) *100	教室	参加者数	65.0	40.0	37.5			
		実施回数	100.0	50.0	50.0			
	クラス会	参加者数	66.7	33.3	33.3			
		実施回数	100.0	50.0	50.0			
	学習サポーター数		21.6	66.7	66.7			

(3) 生活講座【継続・総合事業へ移行】

男性を対象に、高齢になっても地域で自立した生活を維持するために必要な日常生活技術を学ぶ講座です。

料理などの知識や技術を習得することで、家事などの日常生活だけではなく、地域活動や地域交流への関心が広がることもめざします。

平成 27・28 年度は現行のまま継続しますが、介護予防普及啓発事業へ移行し、事業を継続して実施します。

図表 5-2-3 生活講座の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	参加者数	20	20	20	20	20	40
	コース数 (1コース5回)	1	1	1	1	1	2 (1コース3回)
実績値(b)	参加者数	15	9	15	\		
	コース数 (1コース5回)	1	1	1			
(b)/(a) *100	参加者数	75.0	45.0	75.0			
	コース数 (1コース5回)	100.0	100.0	100.0			

(4) 健康増進講演会【継続・総合事業へ移行】

生活習慣病予防および悪化防止、転倒、認知症予防など介護予防や介護保険制度の紹介、高齢者の健康維持、生活の自立、知識普及を目的に講演会を行います。参加者の利便性を考慮し、複数の会場で開催することで、多くの参加があり、介護予防の普及啓発につながっています。

平成 27・28 年度は現行のまま継続しますが、介護予防普及啓発事業へ移行し、事業を継続して実施します。

図表 5-2-4 健康増進講演会の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込値(a)	参加者数	150	150	150	150	150	150
	実施回数	2	2	2	2	2	2
実績値(b)	参加者数	59	377	99	\		
	実施回数	2	2	2			
(b)/(a) *100	参加者数	39.3	251.3	66.0			
	実施回数	100.0	100.0	100.0			

(5) 高齢者出前健康講座【継続・総合事業へ移行】

健康や介護予防の関心を高めるため、市民団体、小グループ等からの依頼に応じ、認知症予防や転倒予防等の知識の普及啓発や実技を行います。

高齢者の関心が高く利用者は増加傾向にあり、講座を通して自身の健康を振り返るよい機会になっています。

平成 27・28 年度は現行のまま継続しますが、介護予防普及啓発事業へ移行し、事業を継続して実施します。

図表 5-2-5 高齢者出前健康講座の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	参加延べ人数	600	600	600	600	600	600
	実施回数	30	30	30	30	30	30
実績値(b)	参加延べ人数	380	451	600	\		
	実施回数	20	26	30			
(b)/(a) *100	参加延べ人数	63.3	75.2	100.0			
	実施回数	66.7	86.7	100.0			

(6) 介護予防サポーター育成事業【継続・総合事業へ移行】

市が実施する介護予防事業の企画、実践、評価に参画し、地域の高齢者の支援の中心となる介護予防サポーターを育成します。また、介護予防サポーターは、自らが介護予防の実践者として介護予防の普及啓発を行う役割を担います。

脳の健康教室や健康運動教室などで活動できるよう研修を行い、受講後は教室でのサポーターとして活動しています。

平成 27・28 年度は、介護予防サポーターが介護予防の普及を図る担い手となるよう、活動の周知を図りながら事業の活性化を進めます。新たな事業としては、地域介護予防活動支援事業へ移行し、継続して実施します。

図表 5-2-6 介護予防サポーター育成事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	脳の健康教室サポーター数	15	18	21	20	20	20
	健康運動教室サポーター数	10	15	20	10	10	10
実績値(b)	脳の健康教室サポーター数	11	12	14	\		
	健康運動教室サポーター数	11	7	7			
(b)/(a) *100	脳の健康教室サポーター数	73.3	66.7	66.7			
	健康運動教室サポーター数	110.0	46.7	35.0			

2 二次予防事業の充実

(1) 二次予防事業対象者把握事業【継続・総合事業へ移行】

要支援・要介護となるおそれがある高齢者を早期に発見し、介護予防を図ることを目的としています。

基本チェックリストで基準に該当し、日常生活に介護や支援が必要となる可能性の高い高齢者を二次予防事業対象者とし、介護予防事業へつなげていきます。

平成27・28年度は現行のまま継続しますが、介護予防把握事業へ移行し、保健事業と連携しながら事業を継続して実施します。

図表 5-2-7 二次予防事業対象者把握事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	基本チェックリスト実施者数	400	400	500	100	100	-
	二次予防事業対象者数	115	135	155	140	160	-
実績値(b)	基本チェックリスト実施者数	140	82	100	/		
	二次予防事業対象者数	103	99	120			
(b)/(a) *100	基本チェックリスト実施者数	35.0	20.5	20.0			
	二次予防事業対象者数	89.6	73.3	77.4			

(2) 高齢者健康教室【継続・総合事業へ移行】

転倒の心配があるなど運動器の機能が低下している、またはおそれのある二次予防事業対象者に対し、体力向上、筋力アップを図り、要介護状態とならないように予防する事業です。

NPO法人に委託し適切な運動指導を行うことで、筋力の向上や痛みの軽減など身体機能向上が図られるほか、仲間づくりの場となっています。

平成27・28年度は現行のまま継続しますが、通所型サービスへの移行を踏まえ、実施方法などの見直しを行います。

図表 5-2-8 高齢者健康教室の実績と見込み

区 分			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	水中運動 教室	参加者数	20	20	30	45	45	45
		コース数 (1コース12回)	3	3	3	3	3	3
	健康運動 教室	参加者数	15	15	30	30	30	30
		コース数 (1コース10回)	5	5	5	5	5	5
実績値(b)	水中運動 教室	参加者数	31	35	35	/		
		コース数 (1コース12回)	3	3	3			
	健康運動 教室	参加者数	14	20	30			
		コース数 (1コース10回)	5	5	5			
(b)/(a) *100	水中運動 教室	参加者数	155.0	175.0	116.7			
		コース数 (1コース12回)	100.0	100.0	100.0			
	健康運動 教室	参加者数	93.3	133.3	100.0			
		コース数 (1コース10回)	100.0	100.0	100.0			

(3) 機能訓練教室【継続・総合事業へ移行】

運動器の機能低下が心配される二次予防事業対象者に対し、個別プログラムによる機能訓練を行うことで身体機能を高め、要介護状態とならないよう予防する事業です。

参加者の身体機能の維持および向上が図られています。

平成27・28年度は現行のまま継続しますが、通所型サービスへの移行を踏まえ、リハビリテーション専門職等が行う通所型サービス（短期集中予防サービス）として実施方法などの見直しを行います。

図表 5-2-9 機能訓練教室の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	参加者数	10	10	15	15	15	60
	実施回数	300	350	525	450	450	450
実績値(b)	参加者数	7	8	12	\		
	実施回数	217	272	280			
(b)/(a) *100	参加者数	70.0	80.0	80.0			
	実施回数	72.3	77.7	53.3			

(4) 口腔ケア事業【継続・総合事業へ移行】

嚥下（えんげ）や咀嚼（そしゃく）などの口腔機能が低下している、またはおそれのある二次予防事業対象者に対し、口腔機能を改善することで、栄養状態の改善や肺炎予防が図られ、要介護状態とならないように予防する事業です。

単独の事業では利用につながりにくいことから、他の予防事業とあわせて口腔ケアの普及啓発に努め事業を継続して実施します。

平成27・28年度は一般介護予防事業にて知識の普及啓発を図るとともに、実施方法について検討し、平成29年度からの事業のあり方について検討します。

図表 5-2-10 口腔ケア事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	参加者数	3	3	3	3	3	-
実績値(b)	参加者数	0	0	0	\		
(b)/(a) *100	参加者数	0.0	0.0	0.0			

(5) 生きがいデイサービス事業 (おたっしや塾) 【 継続 ・ 総合事業へ移行 】

二次予防事業対象者に対し、教養講座、創作活動、軽スポーツ、世代間交流などを通して、自立生活の支援や社会的孤立感の解消を図ります。

介護予防事業が見直され総合事業に移行することで、二次予防事業対象者に限らず、要支援者等の人々が新たに事業の対象となることから、平成 27 ・ 28 年度は現行のまま継続しますが、事業内容の見直しを行い、通所型サービスへ移行します。

図表 5-2-11 生きがいデイサービス事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	年間登録利用者数	45	45	45	45	45	45
	開設日数	週3日	週3日	週3日	週3日	週3日	週3日
実績値(b)	年間登録利用者数	51	47	40	\		
	開設日数	週3日	週3日	週3日			
(b)/(a) *100	年間登録利用者数	113.3	104.4	88.9			
	開設日数	100.0	100.0	100.0			

(6) 訪問指導事業 【 継続 ・ 総合事業へ移行 】

うつ、認知症、閉じこもり等の人、またはおそれのある二次予防事業対象者に保健師等が訪問して指導します。

当該事業を利用する人はいませんでしたが、保健師が訪問指導を行い健康管理などの指導を行ったケースがありました。二次予防事業対象者の中には、保健師による健康管理等の相談・指導が必要な人がいることから、平成 27 ・ 28 年度は事業を現行のまま継続しますが、訪問型サービスとして、事業内容を見直し実施していきます。

図表 5-2-12 訪問指導事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	参加者数	3	3	3	3	3	3
実績値(b)	参加者数	0	0	0	\		
(b)/(a) *100	参加者数	0.0	0.0	0.0			

第6章 基本目標2 介護サービスの充実

第1節 医療と介護との連携および介護給付等対象サービスの充実

1 住み慣れた地域や家庭での生活の継続

(1) 居宅サービス利用者の実績と見込み

A 訪問介護・介護予防訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員や介護福祉士など）が高齢者宅を訪問して、日常生活を支援するための身体介護や生活援助を行うサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-1 訪問介護・介護予防訪問介護の実績

（単位：人／月）

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問介護	500	504	507	514	527	517
要支援	180	196	181	208	185	213
要介護	320	308	326	306	342	304

図表 6-1-2 訪問介護・介護予防訪問介護の推計

（単位：人／月）

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	525	522	321	347	405
要支援	212	210	0	0	0
要介護	313	312	321	347	405

B 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

自宅での入浴が困難な寝たきりの高齢者を対象に、看護職員などの介助により入浴できるサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-3 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の実績

(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問入浴介護	14	8	16	9	19	11
要支援	0	0	0	0	0	0
要介護	14	8	16	9	19	11

図表 6-1-4 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問入浴介護	13	14	16	20	23
要支援	0	0	0	0	0
要介護	13	14	16	20	23

C 訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示を受けて、看護職員などが高齢者宅を訪問して、病状を観察したり、入浴や排せつの介助、床ずれの手当などを行うサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-5 訪問看護・介護予防訪問看護の実績

(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問看護	166	172	174	181	183	184
要支援	25	29	26	38	28	42
要介護	141	143	148	143	155	142

図表 6-1-6 訪問看護・介護予防訪問看護の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問看護	196	203	217	264	316
要支援	48	54	61	76	87
要介護	148	149	156	188	229

D 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が、外出が困難な高齢者宅を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を行うサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-7 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実績
(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問リハビリテーション	60	44	61	47	66	44
要支援	12	10	12	9	12	10
要介護	48	34	49	38	54	34

図表 6-1-8 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの推計
(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問リハビリテーション	46	45	46	56	65
要支援	10	9	8	9	10
要介護	36	36	38	47	55

E 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが高齢者宅を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-9 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の実績

(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅療養管理指導	44	159	46	212	49	254
要支援	6	24	7	29	8	33
要介護	38	135	39	183	41	221

図表 6-1-10 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅療養管理指導	315	368	435	550	649
要支援	37	41	45	55	65
要介護	278	327	390	495	584

F 通所介護・介護予防通所介護

通所介護施設（デイサービスセンター）、介護老人福祉施設などの施設に通い軽い運動、レク、食事、入浴などを行うことができるサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-11 通所介護・介護予防通所介護の実績

（単位：人／月）

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
通所介護	590	721	600	830	633	847
要支援	203	266	208	336	215	370
要介護	387	455	392	494	418	477

図表 6-1-12 通所介護・介護予防通所介護の推計

（単位：人／月）

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
通所介護	920	981	550	639	777
要支援	414	460	0	0	0
要介護	506	521	550	639	777

G 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などに通って、リハビリテーション（機能訓練）などを行うサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-13 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実績

（単位：人／月）

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
通所リハビリテーション	172	170	174	202	190	218
要支援	43	44	44	58	49	74
要介護	129	126	130	144	141	144

図表 6-1-14 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの推計

（単位：人／月）

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
通所リハビリテーション	250	279	317	398	465
要支援	89	105	122	151	173
要介護	161	174	195	247	292

H 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護をする家族が病気などで一時的に介護ができなくなった場合、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事、入浴など日常生活上の介護を受けるサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-15 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実績

(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
短期入所生活介護	113	116	117	118	166	113
要支援	5	6	7	9	7	10
要介護	108	110	110	109	159	103

図表 6-1-16 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
短期入所生活介護	117	116	122	145	170
要支援	12	14	17	20	23
要介護	105	102	105	125	147

I 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護をする家族が病気などで一時的に介護ができなくなった場合、介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理の下でリハビリテーション（機能訓練）などの介護を受けるサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-17 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の実績

(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
短期入所療養介護	25	24	27	25	31	25
要支援	3	1	3	1	3	1
要介護	22	23	24	24	28	24

図表 6-1-18 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
短期入所療養介護	29	31	36	45	52
要支援	1	1	1	1	1
要介護	28	30	35	44	51

Ｊ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、リハビリテーション（機能訓練）、療養上の世話を行い、施設で自立した生活ができるようにするものです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-19 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の実績

（単位：人／月）

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
特定施設入居者生活介護	101	109	109	124	118	138
要支援	26	33	30	37	34	42
要介護	75	76	79	87	84	96

図表 6-1-20 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の推計

（単位：人／月）

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
特定施設入居者生活介護	151	167	182	214	248
要支援	46	49	52	62	72
要介護	105	118	130	152	176

K 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下した高齢者の日常生活を支援するために、車いすやベッドなどの貸出しを行うサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-21 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の実績

(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
福祉用具貸与	388	444	397	513	409	535
要支援	72	94	73	133	74	148
要介護	316	350	324	380	335	387

図表 6-1-22 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
福祉用具貸与	601	657	734	910	1,060
要支援	174	202	232	288	329
要介護	427	455	502	622	731

L 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

高齢者ができるだけ自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、入浴や排せつ等に使用する腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトの吊り具の購入に限定して給付されます。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-23 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売の実績

(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
特定福祉用具販売	21	19	25	19	28	24
要支援	6	7	9	8	11	9
要介護	15	12	16	11	17	15

図表 6-1-24 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
特定福祉用具販売	27	30	33	41	48
要支援	10	11	11	13	15
要介護	17	19	22	28	33

M 居宅介護住宅改修・介護予防居宅介護住宅改修

在宅の高齢者が行う住宅改修で、階段やトイレなどの手すりの取付け、段差の解消、滑り止め防止などのための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への取替え、その他これら各改修に伴う必要な工事に限定して給付されます。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-25 居宅介護住宅改修・介護予防居宅介護住宅改修の実績

(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護住宅改修	23	20	25	22	27	26
要支援	11	9	12	11	13	15
要介護	12	11	13	11	14	11

図表 6-1-26 居宅介護住宅改修・介護予防居宅介護住宅改修の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅介護住宅改修	29	32	36	45	52
要支援	18	21	24	30	35
要介護	11	11	12	15	17

N 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援および介護予防支援は、指定居宅介護支援事業者等が高齢者の介護（予防）サービス計画の作成やサービス事業者との利用調整を行うサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-27 居宅介護支援・介護予防支援の実績

(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護支援	1,196	1,266	1,275	1,407	1,369	1,457
要支援	428	490	465	582	503	634
要介護	768	776	810	825	866	823

図表 6-1-28 居宅介護支援・介護予防支援の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅介護支援	1,568	1,657	1,777	2,155	2,537
要支援	688	746	805	1,001	1,163
要介護	880	911	972	1,154	1,374

2 地域の実情に合わせたサービスの体制整備

(1) 地域密着型サービス

A 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の症状がある高齢者が、できるだけ自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、通所介護施設（デイサービスセンター）などの施設に通って食事をしたり、入浴したり、リハビリテーション（機能訓練）をすることができるサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-29 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実績

（単位：人/月）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
認知症対応型通所介護	55	50	57	47	60	38
要支援	1	1	1	0	1	0
要介護	54	49	56	47	59	38

図表 6-1-30 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の推計

（単位：人/月）

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型通所介護	35	33	31	37	44
要支援	0	0	0	0	0
要介護	35	33	31	37	44

B 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症の症状がある高齢者に対し、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事など日常生活の支援やリハビリテーション(機能訓練)を受けるサービスです。現在9か所171人(19ユニット)を定員として運営されています。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-31 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の実績
(単位:人/月)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
認知症対応型共同生活介護	134	134	162	146	168	168
要支援	1	0	1	0	1	1
要介護	133	134	161	146	167	167

図表 6-1-32 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の推計
(単位:人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型共同生活介護	168	204	204	240	276
要支援	1	1	1	2	3
要介護	167	203	203	238	273

C 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、高齢者の状態や希望、家族の事情などに応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、柔軟にサービスを提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-33 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の実績

(単位：人/月)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
小規模多機能型居宅介護	24	18	41	23	59	23
要支援	1	0	3	1	8	2
要介護	23	18	38	22	51	21

図表 6-1-34 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
小規模多機能型居宅介護	49	74	73	96	119
要支援	10	15	15	20	25
要介護	39	59	58	76	94

D 複合型サービス

施設への「通い」、短期間の「泊まり」、高齢者の自宅への「訪問介護」や看護職員などによる「訪問看護」など、看護と介護サービスを一体的に受けられる、医療ニーズの高い高齢者を支援するサービスです。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-35 複合型サービスの実績

(単位：人/月)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
複合型サービス	-	-	-	-	-	18
要支援	-	-	-	-	-	0
要介護	-	-	-	-	-	18

図表 6-1-36 複合型サービスの推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
複合型サービス	23	24	25	45	45
要支援	0	0	0	0	0
要介護	23	24	25	45	45

E 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、介護職員と看護職員が連携しながら、定期的な巡回と随時通報への対応を行います。

図表 6-1-37 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の推計

(単位：人/月)

区 分	推 計 値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	15	15	15	15
要支援	0	0	0	0	0
要介護	0	15	15	15	15

(2) 施設サービス

A 市内介護保険施設の設置状況

市内の介護保険施設の設置状況は下表のとおりです。

図表 6-1-38 市内の介護保険施設の設置状況

(単位：か所、床)

区 分	施設数	ベッド数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3	250
介護老人保健施設 (老人保健施設)	2	190
介護療養型医療施設 (療養型病床群等)	3	154
合 計	8	594

B 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排せつなど常時介護が必要で、自宅での生活が難しい高齢者が入所する施設です。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-39 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用実績

(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数	141	139	144	141	214	183

図表 6-1-40 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用推計

(単位：人/月)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
利用者数	198	213	228	256	299

C 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定してリハビリテーション（機能訓練）や看護などが必要な高齢者が入所する施設です。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-41 介護老人保健施設（老人保健施設）の利用実績
(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利 用 者 数	137	125	140	133	144	144

図表 6-1-42 介護老人保健施設（老人保健施設）の利用推計
(単位：人/月)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
利 用 者 数	144	144	144	161	189

D 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

長期間に渡る療養が必要で、医学的な管理や介護が必要な高齢者が入所する施設です。

平成24年度から26年度までの実績と、平成27年度から37年度までの推計は下表のとおりです。

図表 6-1-43 介護療養型医療施設（療養型病床群等）の利用実績
(単位：人/月)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利 用 者 数	39	43	39	33	39	39

図表 6-1-44 介護療養型医療施設（療養型病床群等）の利用推計
(単位：人/月)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
利 用 者 数	39	39	39	39	39

平成32年度以降は転換施設となります。

(3) 介護給付見込み量確保の方策

A 地域密着型介護給付サービス

地域密着型介護給付サービスについては、本計画中に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）9人2ユニットを2か所と小規模多機能型居宅介護施設を公募し、「北広島市地域密着型サービス等運営委員会」において、事業者の選考を実施します。事業者の選考にあたっては、審査基準を設定したうえで、審査基準を満たす事業者が出現しない場合には、再募集などの方法により、良質なサービス提供事業所の確保を行います。

また、その他の地域密着型介護給付サービスについては、事業者からの開設意向があった場合に「北広島市地域密着型サービス等運営委員会」において、開設の可否について慎重に審査します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護についても公募を実施し、開設に向けて働きかけを行います。

B 地域密着型以外の介護給付サービス

地域密着型以外の介護給付サービスについては、既存のサービス事業者の事業拡大や提供サービスの多様化によって、供給量は確保できると見込んでいます。

C 特定施設入居者生活介護

現在市内にケアハウス1か所（50床）、混合型施設2か所（75床）、介護専用型施設1か所（50床）があります。

市内における需要は満たしていることから、第6期計画においては、新たな整備は見込んでいません。

D 介護保険施設

市内における介護保険施設のベッド数は、594床（特養 - 250床、老健 - 190床、療養型 - 154床）を有しています。

介護保険施設には待機者が多くニーズが高いことがうかがえます。しかしながら、今後「特養」への入所は原則、要介護度3以上の要介護者に限られることとなります。また、認知症高齢者は、要介護度が低くても自宅での生活が難しいケースが多くみられます。そのような高齢者を住み慣れた地域で生活ができるような受け皿を整備することを優先するため、第6期中は現状の施設で対応することとします。

3 医療・介護連携を図るための体制整備

(1) 在宅生活復帰支援事業【継続】

介護保険の認定を受け、介護保険施設や病院に入所または入院中で在宅生活をめざす高齢者が、自宅へ一時外泊する時に、介護保険の居宅サービスと同様のサービス（福祉用具購入費や住宅改修費などの支給を除く）を受ける場合の利用料を助成します。

在宅生活に向けての準備や不安を解消する上で役立っており、今後も安心して在宅生活に戻れるよう支援するため、事業を継続して実施します。

図表 6-1-45 在宅生活復帰支援事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用実人数	15	15	15	15	15	15
	利用延べ日数	90	90	90	90	90	90
実績値(b)	利用実人数	4	2	2	\		
	利用延べ日数	11	8	8			
(b)/(a) *100	利用実人数	26.7	13.3	13.3			
	利用延べ日数	12.2	8.9	8.9			

(2) 在宅医療と介護の連携推進【新規】

北海道の支援のもと市が主体となって医師会などと協働して在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の整備を行うため、医療から介護、介護から医療へのサービスの理解を深めるための場を設け、またその体制を担う人材の確保・養成を推進します。

具体的には、北海道が主催する各種会議に専門職の派遣を行い、また地域ケア会議などを利用した情報交換、知識の習得などを行う場を提供し、顔のみえる体制づくりを進めます。

4 低所得者対策

(1) 介護保険利用者の軽減対策【継続】

社会福祉法人による利用者負担軽減制度は、所得が低く生活困窮となっている人に対して、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護サービスを行う社会福祉法人が、その社会的な役割の一環として、当該法人の負担により（一部公的補助あり）、利用者負担額を軽減するものです。

当該法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等のサービスに関する利用者負担について原則 1/4（生活保護受給者の個室の居住費（短期入所生活介護の滞在費を含む。）については全額）を軽減しており、今後も引き続き軽減対策を実施されるよう関係機関と連携を図っていきます。

社会福祉法人による利用者負担軽減の対象となる方は、以下のすべてを満たす方となります。

- ・年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること
- ・預貯金の合計額が 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること
- ・世帯が居住用資産以外に利用できる資産を所有していないこと
- ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ・介護保険料を滞納していないこと

5 介護保険市特別給付【廃止】

市独自事業として、利用者負担の軽減やサービス枠の拡大を行い、利用促進を図ってきました。

事業内容としては、夜間等訪問介護利用促進事業、通所系サービス促進事業、介護予防訪問介護支援事業、介護予防通所介護支援事業の 4 つの事業を実施していました。

経過措置として事業を開始してから 9 年が経過し利用者が減少しており、一定の役割を果たしたと考えられることから、廃止することとしました。

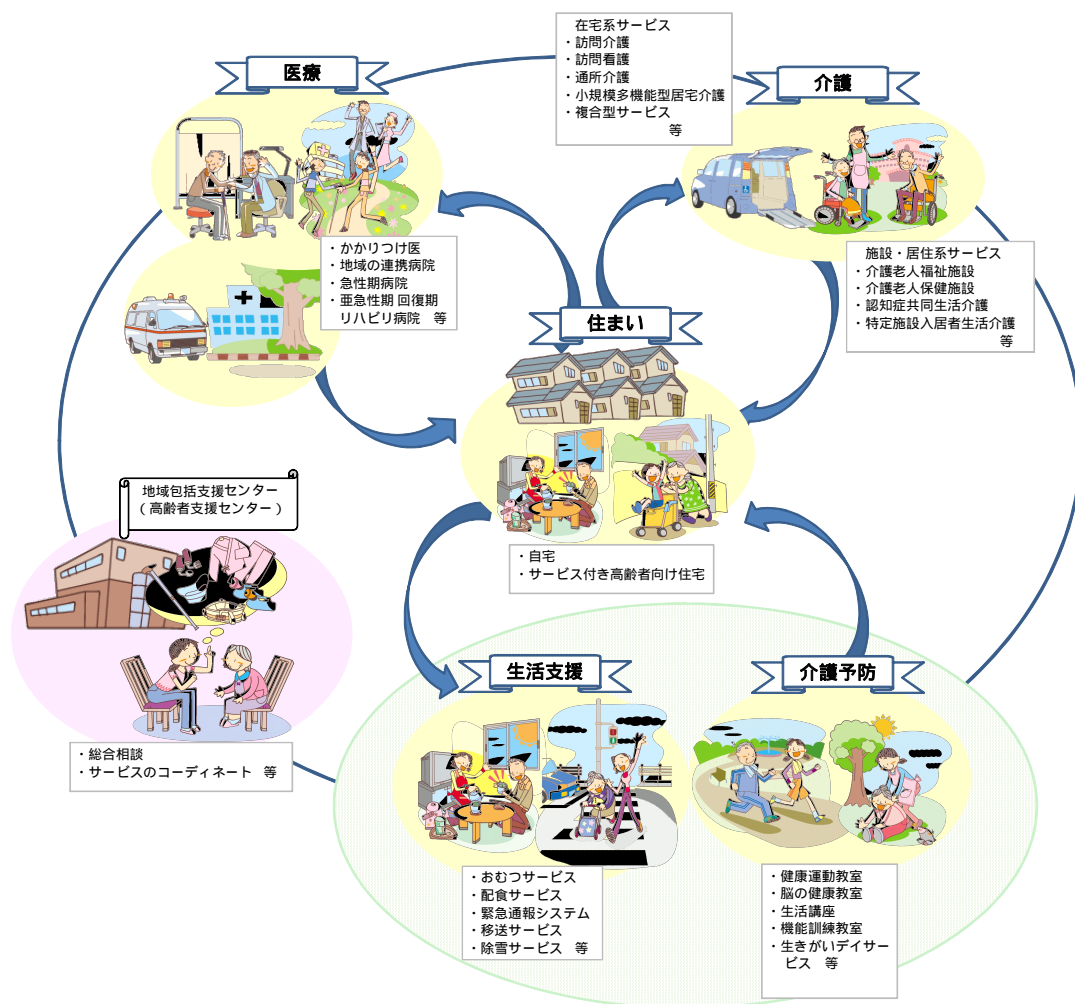
第7章 基本目標3 地域支援体制の構築

第1節 地域支援体制の推進

高齢者の生活を総合的に支える中核的な役割を地域包括支援センターが担うことができるよう、介護・保健・医療との連携に加え、地域の関係者を含めたネットワークづくりを強化します。

高齢者の尊厳確保と虐待防止への取組みは、相談に迅速に対応できるよう、窓口の周知活動を行うとともに、「高齢者虐待防止相談対応マニュアル」に基づき、関係機関等と連携して対応します。

認知症対策では、適切なケア体制の充実を図るとともに、認知症に対する理解を深め、地域で支える体制づくりや認知症高齢者等SOSネットワークなどの普及に努めます。



1 地域包括ネットワークの構築

(1) 地域包括支援センター（高齢者支援センター）の運営【継続】

高齢者やその家族が安心して地域で生活できるよう、医療、介護、福祉、生活支援、住まいなどに関する相談や各種サービスの調整、介護予防の事業を通じて総合的に支援する機関として設置しています。

市内4か所の地域包括支援センター（高齢者支援センター）に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（3職種）を配置し、総合相談支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業（二次予防事業対象者のケアマネジメント）、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行います。また、予防給付（要支援1・2に認定された人）のケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業所の機能も担っています。

高齢者人口や要支援者の増加に伴い、介護予防ケアマネジメントの件数が増えているため、予防給付ケアプラン作成専任者の継続配置を行い、3職種がケアプラン作成以外の業務に従事できる体制を整えます。

図表 7-1-1 地域包括支援センター（高齢者支援センター）の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	設置か所数	4	4	4	4	4	4
	職員数	13	13	14	17.5	18	19
	予防給付ケアマネジメント年間延べ件数	5,400	5,700	6,000	4,800	5,000	5,200
	予防給付ケアマネジメント年間管理延べ件数	-	-	-	8,000	8,300	8,600
実績値(b)	設置か所数	4	4	4	\		
	職員数	13	15	15.5			
	予防給付ケアマネジメント年間延べ件数	5,954	4,548	4,740			
	予防給付ケアマネジメント年間管理延べ件数	5,947	7,005	7,620			
(b)/(a) *100	設置か所数	100.0	100.0	100.0			
	職員数	100.0	115.4	110.7			
	予防給付ケアマネジメント年間延べ件数	110.3	79.8	79.0			

(2) 窓口・電話等相談事業【継続】

窓口、電話、訪問により、保健師、社会福祉士、栄養士が高齢者や家族の健康、生活、福祉、介護に関わる相談に対応します。高齢者相談が多様化しているため、地域包括支援センター（高齢者支援センター）や関係機関との連携を図り、介護サービスなど適切な支援につなげます。

平成28年度に設置予定の「（仮称）権利擁護センター」と連携しながら、高齢者等の暮らしを支援します。

図表 7-1-2 窓口・電話等相談事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	相談延べ件数	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100
実績値(b)	相談延べ件数	4,328	4,316	4,300			
(b)/(a) *100	相談延べ件数	94.1	91.8	89.6			

(3) 高齢者実態把握事業【継続】

高齢者の情報を一元的に管理し、市と地域包括支援センター（高齢者支援センター）が情報を共有することで、高齢者の状況に応じた相談等の対応ができ、適切で効率的な支援につながっています。

高齢者生活実態調査（健康と生活に関わる実態調査）は、「65歳到達者」、「75歳到達者」、「65歳以上の転入者」を対象に、民生委員・児童委員と連携を図りながら高齢者の健康と生活の状況を戸別訪問により調査を行います。

高齢者にかかる実態の把握は、高齢者を支える事業として重要なことから、事業を継続して実施します。

図表 7-1-3 高齢者実態把握事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	実態調査件数	950	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500
実績値(b)	実態調査件数	982	1,205	1,237			
(b)/(a) *100	実態調査件数	103.4	120.5	82.5			

(4) 高齢者等地域見守り事業【継続】

ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、高齢者の孤立死が発生していることから、介護事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店など高齢者の自宅を訪問する事業者の幅広いネットワークを活用し、高齢者の生活に異変があった場合に、市や地域包括支援センター（高齢者支援センター）に連絡し、安否の確認を行います。

今後も協力機関の拡大や自治会、町内会などへの普及啓発に取組み、事業を継続して実施します。

図表 7-1-4 高齢者等地域見守り事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	協力機関数	-	-	-	20	25	30
実績値	協力機関数	14	15	15			

2 地域住民がともに支え合う地域づくりの推進

(1) 地域ケア会議【継続】

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めて行く地域包括ケアシステムの実現に向け重要な役割を担います。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、福祉・医療の専門職、地域住民（地域関係機関）が連携協力しながら、市内の地域包括支援センター（高齢者支援センター）が、地域の人と地域の課題について話し合いをする会議を開催しています。市は各地域包括支援センター（高齢者支援センター）が開催する「地域ケア会議」を統括、研修会を開催します。

地域づくりの推進には、地域資源を活用した取組みは欠かせないものであり、地域住民や関係機関と知恵を出し、工夫することで、高齢者が安心して暮らせる地域づくりにつながります。地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域住民や関係機関との連携と協力のもとに、医療と介護の連携も視野に入れ、地域づくりを進めます。

図表 7-1-5 地域ケア会議の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	連絡会議 実施回数	2	2	2	3	3	3
	全体会 参加人数	150	150	150	200	200	200
	全体会 実施回数	1	1	1	2	2	2
実績値(b)	連絡会議 実施回数	1	1	3	\		
	全体会 参加人数	78	96	150			
	全体会 実施回数	1	1	1			
(b)/(a) *100	連絡会議 実施回数	50.0	50.0	150.0			
	全体会 参加人数	52.0	64.0	100.0			
	全体会 実施回数	100.0	100.0	100.0			

連絡会議：各地区の地域ケア会議運営状況や課題を把握し、地域ケア会議の円滑な推進について検討します。

全体会：各地区の地域ケア会議相互の情報交換や研修を行います。

図表 7-1-6 地域ケア会議（地区別）

地 区	担当事務局	機 能
東部 地域たすけあい会議	ひがし・きた 高齢者支援センター	・地域の実情や高齢者の生活課題について共有する場
西の里 地域たすけあい会議	きた 高齢者支援センター	・地域の資源を生かした支援策がないかの話合いの場
北広島団地 地域たすけあい会議	みなみ 高齢者支援センター	・お互いの役割や機能を理解し、相互に連携・協力できる関係づくりの場
大曲・西部 地域たすけあい会議	にし 高齢者支援センター	・地域だけでは支援が難しい課題は、各自の役割を生かし関係機関に相談する場

（２）介護従事者フォローアップ研修事業【継続】

介護保険制度の円滑な運営のための体制づくり、地域の支え合い、住みよい地域づくりをめざし、介護サービスに関わる事業者や介護施設等が相互に連携し、サービス内容の充実、従業者の資質の向上を図るため、介護サービス事業所等が複数加入して組織する団体を支援します。

介護サービス事業者を取りまとめる団体を支援することで、関係機関との連携につながり、介護保険事業の円滑な運営につながっていることから、事業を継続して実施します。

図表 7-1-7 介護従事者フォローアップ研修事業の実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	共催研修回数	13	12	12

（３）地域包括ケアシステムの普及啓発【新規】

地域包括ケアシステムを実現するには、高齢者本人のみならず、地域住民や関連機関等の協力により、ボランティアやNPO法人等の市民主導による多様な実施主体を展開する必要があります。

北広島市がめざす地域包括ケアシステムについて、幅広く市民へ普及啓発し、多様な主体と自治体が協働しながら地域全体を支え合う「共助」の体制づくりをめざします。

また、生活支援コーディネーターや協議体の設置について取り組んでいきます。

第2節 認知症施策の推進

1 認知症の人の住みやすい地域づくり

(1) 認知症ケアパスの確立【新規】

認知症の発症後、生活機能障害が進行していく中で、状況にあわせて適切な支援を受けながら、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会」の実現をめざします。

認知症と疑われる症状が発生した場合、認知症の人やその家族に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるように、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示す認知症ケアパスの作成を平成27年度に行います。

(2) 認知症カフェおよびサロンの開設など【新規】

認知症の人とその家族を支える事業への取組みとして、認知症の人が住みやすい地域づくりのための各種事業を展開していきます。

認知症高齢者の実態や社会資源などを把握した結果をもとに、認知症になった人の症状を改善する取組みや、認知症カフェやサロンなど、認知症の人とその家族を支える事業を展開しサービスの充実を図ります。

2 家族への支援を包括的、継続的に実施する体制構築

(1) 認知症高齢者支え合い事業【継続】

認知症支え合い員（ボランティア）が、認知症の人の自宅にうかがうなど、見守りや話し相手になることで、生活の安定と家族の介護負担の軽減を目的とした事業です。

認知症の利用者が意欲的になったり、笑顔が見られるようになるなど生活の安定が見受けられ、また、家族も支え合い員の訪問時間に外出や休息をとるなど、介護負担の軽減が図られていることから、事業を継続して実施します。

図表 7-2-1 認知症高齢者支え合い事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用者数	15	18	21	24	27	31
	訪問延べ回数	300	360	420	480	540	620
	支え合い員養成講座数	1	1	1	1	1	1
	登録支え合い員数	40	50	60	47	57	67
	フォローアップ講座数	3	3	3	3	3	3
実績値(b)	利用者数	16	15	21	/		
	訪問延べ回数	258	321	420			
	支え合い員養成講座数	1	1	1			
	登録支え合い員数	32	35	42			
	フォローアップ講座数	4	3	2			
(b)/(a) *100	利用者数	106.7	83.3	100.0			
	訪問延べ回数	86.0	89.2	100.0			
	支え合い員養成講座数	100.0	100.0	100.0			
	登録支え合い員数	80.0	70.0	70.0			
	フォローアップ講座数	133.3	100.0	66.7			

(2) 家族支援事業【継続】

介護者家族を対象に、介護知識や技術の習得、介護者同士の交流を通して、心身の介護負担の軽減、孤独感の解消を図るための支援を行います。

地域包括支援センター(高齢者支援センター)が行っている家族支援事業と連携し、認知症高齢者の介護者家族や老老介護、認認介護、男性介護者等の状況を踏まえながら講座の内容の充実を図り、事業を継続して実施します。

図表 7-2-2 家族支援事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
計画値(a)	介護と上手につきあう講座	実施回数	3	3	3	5	5	5
		参加者数	40	40	40	40	40	40
	介護する家族のつどい	実施回数	2	2	2	-	-	-
		参加者数	30	30	30	-	-	-
	認知症高齢者を介護する家族のための講座	実施回数 (1コース3回)	1	1	1	1	1	1
		参加者数	35	35	35	35	35	35
実績値(b)	介護と上手につきあう講座	実施回数	3	3	5	/		
		参加者数	36	32	60			
	介護する家族のつどい	実施回数	2	2	0			
		参加者数	20	28	0			
	認知症高齢者を介護する家族のための講座	実施回数 (1コース3回)	1	1	1			
		参加者数	30	24	35			
(b)/(a) *100	介護と上手につきあう講座	実施回数	100.0	100.0	166.7			
		参加者数	90.0	80.0	150.0			
	介護する家族のつどい	実施回数	100.0	100.0	0.0			
		参加者数	66.7	93.3	0.0			
	認知症高齢者を介護する家族のための講座	実施回数 (1コース3回)	100.0	100.0	100.0			
		参加者数	85.7	68.6	100.0			

(3) 認知症啓発団体支援事業【継続】

市民が認知症についての正しい知識や対応方法について理解することを目的に、市内で認知症の啓発活動をしている団体を支援します。

市では、「認知症サポーター100万人キャラバン」に基づき活動する自主団体「北広島市キャラバン・メイト」の事務局を地域支え合いセンターが担い、同団体が講師となり市民、学生、職場等を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。

今後は、サポーターの養成を継続的に進めるとともに養成された人の活動の機会をつくる基盤を整備し、地域支え合いセンターと連携をしながら、事業を継続して実施します。

図表 7-2-3 認知症啓発団体支援事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	講座回数	10	10	10	15	15	15
	サポーター養成数	300	300	300	600	600	600
	運営委員会開催数	2	2	2	2	2	2
	全体会開催数	2	2	2	1	1	1
実績値(b)	講座回数	10	11	15	/		
	サポーター養成数	303	590	600			
	運営委員会開催数	2	1	2			
	全体会開催数	1	1	1			
(b)/(a) *100	講座回数	100.0	110.0	150.0			
	サポーター養成数	101.0	196.7	200.0			
	運営委員会開催数	100.0	50.0	100.0			
	全体会開催数	50.0	50.0	50.0			

(4) 認知症高齢者等 S O S ネットワーク事業【継続】

徘徊（はいかい）などにより行方不明になった高齢者等を保護するため、警察、市、介護事業所などの関係機関が連携し検索するネットワークです。

徘徊のおそれのある高齢者等の情報の把握は早期発見につながることから、事前登録について周知を図るとともに、関係協力機関などと協力し、啓発を含めた模擬訓練の実施に向けた検討やネットワーク事業の体制の充実を図りながら、事業を継続して実施します。

図表 7-2-4 認知症高齢者等 S O S ネットワーク事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	新規登録者数	-	-	-	20	25	30
	協力機関数	-	-	-	45	45	45
実績値	新規登録者数	14	13	18			
	協力機関数	39	39	39			

(5) いどころ発信システム助成事業【継続】

認知症等により、徘徊（はいかい）の見られる高齢者を在宅で介護する人に、徘徊している人の居場所を発見できる発信機（位置情報を確認できる検索システム）を購入する際の初期費用の一部を助成する事業です。

いどころ発信システムの導入により、認知症の人を介護する家族の不安解消につながり、また、徘徊時の早期発見・保護や事故の未然防止につながっており、事業を継続して実施します。

図表 7-2-5 いどころ発信システム助成事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用者数	5	5	5	8	10	12
実績値(b)	利用者数	0	1	5			
$(b)/(a) \times 100$	利用者数	0.0	20.0	100.0			

第3節 権利擁護施策の推進

1 高齢者および障がい者の権利擁護事業の体制整備

(1) 「(仮称)権利擁護センター」の設立【新規】

高齢者や障がい者の権利擁護の取組みの中核を担う「(仮称)権利擁護センター」は平成28年度に設置をめざします。「(仮称)権利擁護センター」には、社会福祉士などの専門職を配置し、成年後見制度の普及啓発、利用の促進を実施し、市民後見人の育成を行える機関として位置づけます。また、利用する高齢者などに混乱が生じないように、地域包括支援センター(高齢者支援センター)等の役割の整理を行います。

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立ち、虐待防止および虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見制度などの支援や、市民後見人の育成や活用、権利擁護の普及啓発に努めます。

2 権利擁護の普及啓発、市民後見人の育成

(1) 成年後見制度利用支援事業【拡大】

認知症、精神障がい、知的障がいなどによる、判断能力が不十分な高齢者や障がい者を対象に、権利擁護および尊厳ある暮らしの維持を目的に、成年後見制度の適切な利用が図られるよう支援を行います。

身寄りがなく経済的理由から成年後見制度を申請できない高齢者や、虐待を受けている高齢者に対しても、成年後見制度における市長申立を行い、権利などの保護を図ります。

成年後見制度の対象は、高齢化の進展や障がい者の地域移行などから年々増加が見込まれ、国では、専門機関(司法書士、弁護士、社会福祉士等)での対応が限界となることから、市民後見人の養成や法人後見の実施での対応を促進しています。このことから、市では市民後見人養成研修を実施し、研修修了者のフォローアップ研修などにより育成に努めています。

今後は、平成28年度に設置予定の「(仮称)権利擁護センター」が、市民後見人の育成などを担うこととしていますが、成年後見制度の利用のニーズが高まっていることから、関係部署、関係機関、「(仮称)権利擁護センター」との連携を図りながら、一体的かつ継続的な支援を進めます。

また、低所得者への対策として、高齢者や障がい者への費用助成について検討し、利用の拡大につなげていきます。

図表 7-3-1 成年後見制度利用支援事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度			
計画値(a)	相談延べ件数	80	90	100	110	120	130			
	市長申立件数	2	2	2	2	2	2			
実績値(b)	相談延べ件数	98	96	100	\					
	市長申立件数	0	1	2						
	市民後見人養成研修修了者数	-	29	-						
	市民後見人養成研修開催回数	-	1	-						
	市民後見人フォローアップ講座参加延人数	-	-	100				100	100	100
	市民後見人フォローアップ講座開催回数	-	-	4				4	4	4
(b)/(a) *100	相談延べ件数	122.5	106.7	100.0	\					
	市長申立件数	0.0	50.0	100.0						

(2) 高齢者虐待防止ネットワーク事業【継続】

家庭や施設内における高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、高齢者虐待防止ネットワーク事業を推進します。

- ・相談活動：相談窓口の設置と対応
- ・ネットワーク事業の運営：高齢者虐待防止事業推進連絡会議の開催
- ・研修等による資質の向上：高齢者虐待防止研修会の開催
- ・周知活動：高齢者虐待防止に関する周知と啓蒙活動

虐待ケースは、養護者が精神疾患を患っている場合が多いことから、関係機関との連携を図り、事業を継続して実施します。

図表 7-3-2 高齢者虐待防止ネットワーク事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
見込値(a)	相談件数	相談件数	20	20	20	20	20	
		虐待認定件数	6	6	6	10	10	10
	虐待防止事業推進連絡会議	実施回数	1	1	1	1	1	1
		研修会	参加人数	80	80	80	80	80
	実施回数		2	2	2	2	2	2
	実績値(b)	相談件数	相談件数	18	23	20	/	
虐待認定件数			16	13	10			
虐待防止事業推進連絡会議		実施回数	1	1	1			
		研修会	参加人数	143	67	80		
実施回数			2	1	2			
(b)/(a) *100		相談件数	相談件数	90.0	115.0	100.0		
	虐待認定件数		266.7	216.7	166.7			
	虐待防止事業推進連絡会議	実施回数	100.0	100.0	100.0			
		研修会	参加人数	178.8	83.8	100.0		
	実施回数		100.0	50.0	100.0			

第4節 高齢者の住まいの確保

1 高齢者住宅の確保

(1) サービス付き高齢者向け住宅の確保【継続】

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、見守りや健康相談など高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」は、市内において適切なサービスの提供と供給が図られるよう留意していきます。

図表 7-4-1 サービス付き高齢者向け住宅の確保の実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	施設数	4	5	6
	定員	100	229	260

(2) 自立援助住宅改修助成事業【継続】

介護認定で非該当と判定された人で、生活機能の低下があり、転倒の危険が心配される基本チェックリスト該当者に、手すりや段差解消などの住宅改修を行う際の費用の一部を助成します。

図表 7-4-2 自立援助住宅改修助成事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用者数	10	10	10	5	5	5
実績値(b)	利用者数	8	0	0			
$(b)/(a) \times 100$	利用者数	80.0	0.0	0.0			

(3) 住宅改修支援事業【継続】

介護保険の介護給付および予防給付における住宅改修を円滑に進めるため、介護支援専門員（ケアマネジャー）業務のうち、介護報酬に対応していない住宅改修の申請書に添付する理由書作成業務に対して手数料を支払います。

介護保険の制度改正を見据えて事業の見直しを検討します。

図表 7-4-3 住宅改修支援事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用者数	110	120	130	110	120	130
実績値(b)	利用者数	80	79	105			
$\frac{(b)}{(a)} \times 100$	利用者数	72.7	65.8	80.8			

2 まちづくりの整備促進

(1) 居住環境の向上【継続】

高齢者が住み慣れた地域社会の中で、より安心して生活を送ることができるよう、居住環境の向上や住替えの支援をするため、住宅に関する情報の提供や相談に努めます。

(2) 公営住宅の整備【継続】

市営住宅の建替えでは、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう安全や利便性など、環境に十分配慮した住宅の供給に努めます。

平成26年8月には共栄団地の建替え1棟(40戸)が完成しました。ユニバーサルデザインを取り入れ、車椅子対応居室(2戸)を設けました。

また、平成31年度までに、残りの4棟(94戸)を建設します。

(3) 空き地・空き家バンク制度【継続】

土地の有効利用や家屋の再生を地域全体に広め、他の地域から市内への移住や定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とした制度です。

市内に空き地・空き家(今後、転居等で空き地、空き家となる予定の物件を含む)を所有し、その物件を売りたい(貸したい)人と買いたい(借りたい)人に結び付けます。

空き地・空き家の情報を市に登録し、登録された物件情報を市のホームページなどで提供します。

情報提供後の物件に係る交渉、契約などは、当事者同士で直接行います。

図表7-4-4 空き地・空き家バンク制度の実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
売却・賃貸	延べ登録件数	4	24	17
	延べ成約件数	3	1	2
購入・賃借	延べ登録件数	5	10	6
	延べ成約件数	3	1	2

(4) 道路・交通環境の整備【継続】

高齢者等が安全に活動し生活できるように、「北広島市福祉環境整備要綱」に基づき、段差のない、傾斜や勾配の少ない歩道の整備を進めています。

今後も「北広島市福祉環境整備要綱」に基づき、人にやさしい道路環境の整備に努めます。

第 8 章 基本目標 4 生きがいと社会参加の促進

第 1 節 高齢者の社会参加の促進

高齢者が豊富な経験を生かして社会参加を果たすとともに、生きがいを持って地域の中で豊かに生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

1 健康で自由な余暇、趣味活動の充実

(1) 老人クラブ活動の充実【継続】

老人クラブ活動は、生きがいづくりや健康づくりだけでなく、活動に参加される高齢者の閉じこもり予防につながっていることから、新たに作られた老人クラブには初度備品を貸与するなどの支援を行っていますが、会員数の減少と会員の高齢化が老人クラブの活動で課題となっています。

引き続き、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進するため、老人クラブ連合会や単位老人クラブが行う文化、スポーツ、ボランティア活動等に対し補助を行い活動内容の充実に向けた支援を継続していきます。

図表 8-1-1 老人クラブ活動の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	団 体 数	31	31	31	30	31	31
	対 象 者 数	1,300	1,325	1,350	1,090	1,110	1,130
実績値(b)	団 体 数	31	31	29	\		
	対 象 者 数	1,228	1,216	1,069			
(b)/(a) *100	団 体 数	100.0	100.0	93.5			
	対 象 者 数	94.5	91.8	79.2			

(2) 長寿祝福事業【継続】

長寿祝金は、長寿を祝福するとともに、長年にわたり社会に貢献した労をねぎらうため、満百歳の人に祝金を贈呈します。

対象となる人は増える傾向ですが、今後も事業を続けていきます。

図表 8-1-2 長寿祝福事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	対 象 者 数	19	21	29	17	21	31
実績値(b)	対 象 者 数	9	10	13	\		
(b)/(a) *100	対 象 者 数	47.4	47.6	44.8			

(3) ふれあい温泉事業【継続】

65歳以上の人に、市内の「竹山高原温泉」、「札幌北広島クラッセホテル楓」、「里の森天然温泉森のゆ」の3施設の入浴料について助成を行います。

温泉入浴は、心と体のリフレッシュに効果があり、閉じこもりがちな高齢者に外出や交流の場を提供することで、健康増進や生きがいづくりにつながっています。

事業の普及啓発に努め、利用の促進を図ります。

図表 8-1-3 ふれあい温泉事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用対象施設	3	3	3	3	3	3
	年間助成回数	12	12	12	12	12	12
	利用者延べ数	44,000	46,000	48,000	33,000	35,000	38,000
実績値(b)	利用対象施設	3	3	3	\		
	年間助成回数	12	12	12			
	利用者延べ数	25,723	27,197	28,000			
(b)/(a) *100	利用対象施設	100.0	100.0	100.0			
	年間助成回数	100.0	100.0	100.0			
	利用者延べ数	58.5	59.1	58.3			

(4) 福祉バス運行事業【継続】

高齢者の団体、グループをはじめ、障がい者団体やボランティア団体、NPO法人を対象にバスを貸し出し、需要期(5月～10月)には、バスの台数を増やして利便を図っています。

また、冬期間(11月～4月)には、ふれあい温泉対象施設行きの臨時バス(各コース月1回、12コース程度)を運行し、ふれあい温泉利用者の交通手段を確保します。

高齢者の生きがいづくりや健康増進、社会参加の促進を図るため、事業を継続します。

図表 8-1-4 福祉バス運行事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
計画値(a)	利用延べ回数	310	310	310	350	350	350	
	利用延べ人数	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
	臨時運行回数	48	48	48	72	72	72	
	臨時運行利用者数	1,800	1,800	1,800	1,350	1,350	1,350	
実績値(b)	利用延べ回数	293	303	345	/			
	利用延べ人数	7,819	7,986	8,980				
	臨時運行回数	69	72	72				
	臨時運行利用者数	1,233	1,298	1,350				
(b)/(a) *100	利用延べ回数	94.5	97.7	111.3				
	利用延べ人数	86.9	88.7	99.8				
	臨時運行回数	143.8	150.0	150.0				
	臨時運行利用者数	68.5	72.1	75.0				

(5) シルバー活動センター事業【継続】

シルバー活動センターは、主に高齢者および高齢者と交流する催しに参加する人が優先的に使用できる施設で、高齢者の活動拠点として生きがいづくりや社会参加、交流の場として利用されています。

「公益社団法人北広島市シルバー人材センター」による指定管理者制度を活用した、シルバー活動センターの管理運営状況は、利用者数増加への取組みや指定管理者モニタリング評価が実施され、適切な運営が行われています。

図表 8-1-5 シルバー活動センター事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	利用延べ回数	15,000	15,000	15,000	13,000	13,000	13,000
	利用延べ団体数	1,560	1,560	1,560	1,600	1,600	1,600
実績値(b)	利用延べ回数	10,520	11,801	12,500	\		
	利用延べ団体数	1,335	1,468	1,550			
(b)/(a) *100	利用延べ回数	70.1	78.7	83.3			
	利用延べ団体数	85.6	94.1	99.4			

(6) 高齢者サービス啓発事業【継続】

「高齢者サービスガイド」は、各種制度の紹介や暮らしの情報を提供するものです。介護保険制度や高齢者が参加できるサークル、ボランティア団体等を紹介し、高齢者の介護予防の促進、閉じこもり予防、生きがいづくりに利用していただくものです。

「65歳到達者」、「75歳到達者」、「65歳以上の転入者」を対象に毎年実施している「高齢者生活実態調査」の際に配布しています。また、市役所や出張所の窓口などでも配布しています。

今後も最新の情報の提供と内容の充実を行い、高齢者福祉サービスの普及に努めます。

図表 8-1-6 高齢者サービス啓発事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	発行部数	4,000	4,500	5,000	5,000	5,000	5,000
実績値(b)	発行部数	4,000	4,500	5,000	\		
(b)/(a) *100	発行部数	100.0	100.0	100.0			

(7) ミニデイサービス支援事業【継続・総合事業へ移行】

高齢者を対象とした地域福祉活動を推進するため、市民ボランティアによる高齢者の閉じこもり防止や健康の保持につながる取組みに対し、会場使用料やボランティア保険料などを助成します。

ミニデイサービスは、介護予防のための生きがいづくりや心身機能の維持向上を目的とする活動として、また地域お茶の間やサロンは、高齢者がより身近に参加することができ、世代間交流など気軽に集える場所を提供し、高齢者が孤立することなく暮らし続けられるための見守り活動として実施しています。

平成27・28年度は現行のまま継続しますが、総合事業への移行を踏まえ、運営や助成の方法などについて見直しをします。

図表 8-1-7 ミニデイサービス支援事業の実績と見込み

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値 (a)							
ボラン ティア 団体数	ミニデイサービス	14	15	16	13	14	-
	地域お茶の間	11	12	13	8	10	-
実施延べ 回数	ミニデイサービス	630	380	730	650	700	-
	地域お茶の間	130	145	160	170	210	-
利用延べ 人数	ミニデイサービス	9,100	9,800	10,500	9,000	9,600	-
	地域お茶の間	1,950	2,100	2,250	2,600	3,200	-
実績値 (b)							
ボラン ティア 団体数	ミニデイサービス	11	12	12			
	地域お茶の間	5	6	7			
実施延べ 回数	ミニデイサービス	577	557	600			
	地域お茶の間	88	126	150			
利用延べ 人数	ミニデイサービス	8,686	8,657	8,800			
	地域お茶の間	1,068	2,036	2,300			
(b) / (a) *100							
ボラン ティア 団体数	ミニデイサービス	78.6	80.0	75.0			
	地域お茶の間	45.5	50.0	53.8			
実施延べ 回数	ミニデイサービス	91.6	146.6	82.2			
	地域お茶の間	67.7	86.9	93.8			
利用延べ 人数	ミニデイサービス	95.5	88.3	83.8			
	地域お茶の間	54.8	97.0	102.2			

(8) 社会教育事業【継続】

高齢者の学習機会の確保や生きがいづくりを推進し、情報提供を行うとともに、自らの意思と選択による学習活動を支援します。

地域生涯学習振興会などが行う各種事業は、趣味、関心ごと、生活地域に応じた事業が展開され、多くの高齢者が参加しています。

また、世代間交流を視野に入れた事業も行われており、日ごろ、接する機会の少ない高齢者と子どもの交流の場として貴重な機会となっていることから、事業を継続していきます。

(9) 体育事業【継続】

多くの高齢者が、健康保持推進と生きがいや潤いのある生活を送ることができるよう、軽スポーツ、レクリエーションに親しむ機会や情報を提供しています。

各地区において身近に軽スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、体育施設の整備や施設サービスの向上などを進めます。

2 知識と経験を生かした社会参加

(1) 介護支援ボランティア事業【継続】

高齢者が介護施設等で行うボランティア活動に対して、物品や現金に交換できるポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防につなげるものです。

今後は、事業の充実を図るため、受入れ機関や登録ボランティアの拡大に努めていきます。

(ボランティアの活動内容)

- ・レクリエーション等の指導、参加支援
- ・話し相手、傾聴
- ・お茶出し、食堂内での配膳・下膳等の補助
- ・施設の催事に関する手伝い
- ・散歩、外出、屋内移動の補助
- ・施設職員とともに行う軽微かつ補助的な作業
- ・地域包括支援センターが実施する介護予防等における活動支援

図表 8-1-8 介護支援ボランティア事業の実績と見込み

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値(a)	登 録 者 数	-	150	200	250
	活 動 者 数	-	130	180	230
	施 設 数	-	30	35	40
実績値(b)	登 録 者 数	98	\		
	活 動 者 数	84			
	施 設 数	26			

(2) 民生委員・児童委員、地区社会福祉委員活動【継続】

高齢化が進む中で地域の支え合いを必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域の実情に詳しく、また地域住民の生活と直接関わりを持って活動している民生委員・児童委員や地区社会福祉委員の役割は、ますます重要になっています。

地域の中でお互いに助け合い、安心して暮らしていけるよう、民生委員・児童委員や地区社会福祉委員の活動と連携し高齢者福祉の増進を推進します。

(3) 避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり【新規】

災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確保します。

災害時に自力で避難することが困難な要介護者や重度の障がい者等が、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関と支援に必要な情報の共有を行います。

また、災害時に収容避難場所における生活が困難な高齢者や障がい者などの配慮が必要な人への避難支援活動を円滑に行うために、福祉施設等を福祉避難所として指定を行います。

避難行動要支援者名簿の範囲

要介護3以上の認定を受けている人

重度の障がい者

本人等から申し出のあった妊婦および出産後2か月に達した月末までの産婦

市長が必要と認めた人

3 就労機会の確保

(1) シルバー人材センター活用支援事業【継続】

高齢者が、働くことを通じて生きがいづくりの充実や社会参加を図るため、臨時的かつ短期的就労の場を提供するシルバー人材センターの活動を支援します。

団塊の世代が高齢者となり、就業の場の確保が求められることから、シルバー人材センターの事業や活動について広報活動を充実し、高齢者の就業の場を確保するとともに、新たな事業の取組みへの支援など、事業を継続して実施します。

図表 8-1-9 シルバー人材センター活用支援事業の実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績値	会 員 数	510	509	530
	受 注 件 数	2,839	2,843	2,900
	事 業 費	10,500千円	10,500千円	10,500千円

(2) コミュニティビジネスの創出支援【継続】

コミュニティビジネスとは、地域が持っている課題の解決や要望を、住民が主体となって地域資源（人、物、文化など）を活用し、展開していく地域密着・生活密着型のビジネスです。

市では、コミュニティビジネスに関心があり、創業を考えている高齢者や、高齢者の生活支援ニーズに対応するビジネスを検討している人に対し、アドバイザーによる個別相談支援を行います。

第9章 介護保険事業費の見込みと保険料について

第1節 介護給付額の見込み

本計画期間中の介護保険事業の介護給付に関する給付費の見込みは下表のようになります。

図表 9-1-1 介護給付に関する給付費の見込み

(単位：千円)

サービス種類	推 計 値			3か年合計	推計値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成37年度
居宅サービス					
訪問介護	216,015	233,123	257,093	706,231	562,839
訪問入浴介護	9,959	11,637	15,824	37,420	38,488
訪問看護	60,428	57,288	57,323	175,039	77,110
訪問リハビリテーション	13,938	14,494	15,803	44,235	35,401
居宅療養管理指導	33,142	38,889	46,342	118,373	69,427
通所介護	412,184	426,690	455,386	1,294,260	714,843
通所リハビリテーション	129,454	140,372	159,244	429,070	276,822
短期入所生活介護	85,249	80,381	82,733	248,363	118,750
短期入所療養介護	29,145	31,081	34,013	94,239	52,289
特定施設入居者生活介護	216,324	247,194	275,118	738,636	373,469
福祉用具貸与	58,435	61,281	66,767	186,483	97,586
特定福祉用具販売	6,109	6,631	7,698	20,438	11,450
住宅改修	13,176	13,268	14,713	41,157	20,513
居宅介護支援	142,004	146,495	156,256	444,755	223,115
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	32,193	32,138	64,331	32,067
認知症対応型通所介護	45,810	47,310	48,576	141,696	99,614
小規模多機能型居宅介護	80,123	120,062	117,276	317,461	233,574
認知症対応型共同生活介護	480,332	581,667	581,667	1,643,666	784,458
複合型サービス	43,209	43,561	45,255	132,025	71,684
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	539,996	582,342	625,731	1,748,069	824,945
介護老人保健施設	461,631	460,739	460,739	1,383,109	603,814
介護療養型医療施設	157,928	157,623	157,623	473,174	157,623
介護給付費計()	3,234,591	3,534,321	3,713,318	10,482,230	5,479,881

端数処理の関係で計が一致しないことがあります。

第2節 予防給付額の見込み

本計画期間中の介護保険事業の予防給付に関する給付費の見込みは下表のようになります。

図表 9-2-1 予防給付に関する給付費の見込み

(単位：千円)

サービス種類	推計値			3か年合計	推計値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成37年度
介護予防サービス					
介護予防訪問介護	41,376	40,910	0	82,286	0
介護予防訪問看護	17,160	20,345	23,872	61,377	46,486
介護予防訪問リハビリテーション	5,800	6,406	6,876	19,082	15,978
介護予防居宅療養管理指導	4,006	4,455	4,934	13,395	7,113
介護予防通所介護	128,426	141,846	0	270,272	0
介護予防通所リハビリテーション	38,897	45,947	53,642	138,486	75,750
介護予防短期入所生活介護	2,280	2,689	3,279	8,248	4,403
介護予防短期入所療養介護	585	558	532	1,675	608
介護予防特定施設入居者生活介護	38,363	39,989	41,264	119,616	55,350
介護予防福祉用具貸与	11,061	12,881	14,892	38,834	21,042
介護予防特定福祉用具販売	3,033	3,317	3,624	9,974	4,815
住宅改修	14,266	16,892	19,394	50,552	28,237
介護予防支援	35,005	37,853	40,875	113,733	59,069
地域密着型サービス					
介護予防定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,431	6,631	6,619	17,681	10,868
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,468	2,463	2,463	7,394	7,388
複合型サービス	0	0	0	0	0
予防給付費計()	347,157	383,182	222,266	952,605	337,107

端数処理の関係で計が一致しないことがあります。

第3節 地域支援事業の費用額

地域支援事業の費用額は、本計画が定める各年度の保険給付見込額に3%を乗じた額の範囲とされています。本市における地域支援事業の見込量を基に算出した額は、下表のとおりです。

図表 9-3-1 地域支援事業の総費用額

(単位：千円)

区 分	推 計 値			3か年合計	推計値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成37年度
地域支援事業費見込額	128,216	136,967	349,067	614,250	509,730
介護予防・日常生活支援総合事業費	40,959	44,385	250,717	336,061	365,910
包括的支援事業・任意事業費	87,257	92,582	98,350	278,189	143,820
地域支援事業交付金上限額	116,972	127,907	349,067	593,946	
地域支援事業交付金上限超過額	11,244	9,060	0	20,304	

第4節 総給付費の見込み

1 総給付費

総給付費の見込額は下表のとおりです。

図表 9-4-1 総給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3か年合計	平成37年度
総給付費額合計 (+)	3,581,748	3,917,503	3,935,584	11,434,835	5,816,988
介護給付費計 ()	3,234,591	3,534,321	3,713,318	10,482,230	5,479,881
予防給付費計 ()	347,157	383,182	222,266	952,605	337,107

2 第6期介護保険事業計画総事業費

利用者の自己負担分を除いた標準給付額の見込みは、介護給付総額と予防給付総額に高額介護サービス給付費、高額医療合算介護サービス等給付費、特定入所者介護サービス等費、審査支払手数料を加えて算出します。

その結果、標準給付費見込額は、3年間で120億6767万6千円が見込まれます。

さらに、地域支援事業費6億1425万円を標準給付費見込額に加え、126億8192万6千円を第6期介護保険事業計画総事業費として算定しました。

図表9-4-2 第6期介護保険事業計画総事業費

(単位：千円)

区 分	推 計 値			3か年合計	推計値
	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成37年度
標準給付費見込額	3,795,813	4,121,150	4,150,713	12,067,676	6,117,125
介護給付・予防給付費総額	3,581,748	3,917,503	3,935,584	11,434,835	5,816,988
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	18,708	31,112	30,770	80,590	48,326
高額介護サービス費等給付額	70,545	73,845	77,145	221,535	103,545
高額医療合算介護サービス費等給付額	13,753	15,313	16,873	45,939	29,353
特定入所者介護サービス費等給付額	159,153	168,553	177,953	505,659	253,153
補給給付の見直しに伴う財政影響額	15,201	27,880	31,405	74,486	44,676
審査支払手数料	4,523	4,928	5,333	14,784	7,088
地域支援事業費見込額	128,216	136,967	349,067	614,250	509,730
合 計	3,924,029	4,258,117	4,499,780	12,681,926	6,626,855

端数処理の関係で計が一致しないことがあります。

第5節 介護保険料について

1 保険料収納必要額

第1号被保険者の保険料収納の必要額は下表のとおりです。

図表 9-5-1 保険料収納必要額 3 か年合計

(単位：千円)

区 分		数式等
第1号被保険者負担分相当額	2,785,557	(標準給付費 + 地域支援事業交付金対象額) × 22%
地域支援事業交付金上限超過額	20,304	地域支援事業総額 - 交付金対象額
調整交付金相当額	615,920	標準給付費 × 5%
調整交付金見込額	376,013	標準給付費 × 3.00% (平成27年度)、 3.05% (平成28年度)、3.10% (平成29年度)
財政安定化基金償還金	89,243	平成26年度借入分
保険料収納必要額	3,135,011	+ + - +

2 保険料基準額と段階設定

保険料収納必要額をもとに第6期の第1号被保険者の保険料基準額(月額)を算定すると 5,200円 となります。

第5期計画では、介護保険事業の保険料収納必要額を算出するときに、第1期から第4期までの間に積み立ててきた介護給付費準備基金などを用いて、保険料基準額(月額)を3,800円とすることとしました。

今計画では、高齢者の増加にともない介護保険を利用する人も年々増加していること、第5期期間中に必要な支出額に対して収入額が不足したことによる借入金が生じたこと、介護給付費準備基金がなくなったことから、収支の均衡を図るため上記の基準額となりました。

保険料の段階設定については、国では標準段階をこれまでの6段階から9段階に見直しました。北広島市においては、国の標準9段階を基本としながらも、第5期計画との均衡を考慮した段階設定とします。特に別枠で公費を投入して軽減を強化する低所得者層については、国の標準段階と同じとします。

保険料基準額(月額)は、以下の算式によって導き出されます。
保険料基準額(月額) = 保険料収納必要額 ÷ 補正後の被保険者数
÷ 予定保険料収納率 ÷ 12か月

補正後の被保険者数とは、被保険者数を保険料の負担割合によって換算した人数となります。また、予定保険料収納率は、過去の実績を踏まえて99%とします。

図表9-5-2 保険料の段階設定

現行 第5期 の段階	改正後 第6期 の段階	被保険者数 構成割合 (%)	対象者	現行 第5期(H24~26)			改正後 第6期(H27~29)			国の標準段階	
				負担割合 (基準額×)	年額 (円)	月額換算 (円)	負担割合 (基準額×)	年額 (円)	月額換算 (円)	負担割合 (基準額×)	段階
第1段階	第1段階	18.9	生活保護を受給の方又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が 市民税非課税の方	0.45	20,520	1,710	0.45 (0.50)	28,080 (31,200)	2,340 (2,600)	0.45 (0.50)	第1段階
				0.50	22,800	1,900	0.60	37,440	3,120	0.75	
軽減 第3段階	第2段階	6.1	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年 金収入額との合計額が80万円以下の方	0.625	28,500	2,375	0.60	37,440	3,120	0.75	第2段階
第3段階	第3段階	6.9	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年 金収入額との合計額が120万円を超える方	0.75	34,200	2,850	0.75	46,800	3,900	0.75	第3段階
軽減 第4段階	第4段階	18.5	本人のみが市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年 金収入額との合計額が80万円以下の方	0.875	39,900	3,325	0.85	53,040	4,420	0.90	第4段階
第4段階 【基準額】	第5段階 【基準額】	10.0	本人のみが市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年 金収入額との合計額が80万円を超える方	1.00	45,600	3,800	1.00	62,400	5,200	1.00	第5段階 【基準額】
第5段階	第6段階	9.8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満 の方	1.25	57,000	4,750	1.20	74,880	6,240	1.20	第6段階
	第7段階	17.4	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上 200万円未満の方				1.30	81,120	6,760	1.30	第7段階
第6段階	第8段階	9.0	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上 350万円未満の方	1.50	68,400	5,700	1.50	93,600	7,800	1.50	第8段階
第7段階	第9段階	1.7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上 500万円未満の方	1.65	75,240	6,270	1.65	102,960	8,580	1.65	第9段階
第8段階	第10段階	1.7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上 の方	1.80	82,080	6,840	1.80	112,320	9,360	1.70	

()は別枠公費による軽減強化前

3 市独自減免制度の実施

社会（経済）情勢の変化による高齢者世帯への影響や、個々の世帯事情により軽減の必要がある人への配慮として、第1段階の保険料まで減額する市独自減免制度を継続します。介護保険料市独自減免の対象となる方は、以下のすべてを満たす方となります。

- (1) 年間収入が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下であること。
- (3) 世帯が居住用資産以外に利用できる資産を所有していないこと。

4 平成37年度の推計について

介護保険事業を長期的に安定的な運営を図るため、平成37年度の介護保険給付費見込み等の推計を行い、下表のとおりとなります。

図表 9-5-3 平成37年の推計

	第6期 (平成28年度)		第9期 (平成37年度)
総人口	58,646 人	推 計	53,979 人
第1号被保険者数	17,247 人		19,292 人
65歳～74歳	9,481 人		8,356 人
75歳以上	7,766 人		10,936 人
要介護認定者数	3,377 人		4,596 人
年度給付費（地域支援事業含む）	4,287,864 千円		6,626,855 千円
保険料（基準月額）	5,200 円		7,300 円

第10章 計画の円滑な推進のために

第1節 行政の役割と責任

介護保険制度がスタートする前年（平成11年）の当市の高齢者人口は7,846人でしたが、平成26年に15,992人となり、15年間で約2倍に増加しました。

高齢者の増加によって、要介護認定者および介護サービス利用者も増加しており、これまでの高齢者福祉施策の見直しが求められています。また、地域支援事業が見直しとなり、今まで以上に市町村が中心となって、地域づくりを推進することとなります。

これにより、専門的なサービスだけでなく、多様な担い手による生活支援サービスを取り入れ、多様化、充実させた新たな地域支援事業が実施されます。

本計画では、これまでの計画で推進してきた「地域包括ケアシステム」の構築を実現するため、現在抱える課題に対して多面的に取り組んでいきます。増加する認知症高齢者への対策に重点を置き、認知症グループホームや、小規模多機能型居宅介護などの整備を図ることとします。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるために、本人や家族が状況にあわせて適切な支援が受けられるよう、認知症ケアパスを確立します。

高齢者の権利擁護のための取組みとして、成年後見制度などの支援・相談や、市民後見人の育成・活用、権利擁護の普及啓発を行う中核的な機関として、「（仮称）権利擁護センター」を設置します。また、市と地域包括支援センター（高齢者支援センター）が連携して虐待防止および虐待を受けた高齢者の被害防止や救済を図る取組みを進めます。

だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのためには、従来の社会福祉制度や行政サービスだけでは対応が難しく、民間の参入促進はもとより、ボランティア活動やNPO法人等の市民主導による福祉活動の拡大も不可欠です。特に、ともに支え合う地域づくりを推進するためには、地域住民の理解と協力が必須となります。

行政としても地域包括ケアシステムの実現に向けて、支え合う地域づくりに対しての地域住民への普及・啓発活動を推進し、各事業所・関係機関・関係団体などと連携して支援していきます。

第2節 総合的なケア体制の整備

現在、4か所の地域包括支援センター（高齢者支援センター）を設置し、保健、福祉、医療の連携強化とサービス提供のための環境整備を進めています。

日常生活圏域は5圏域としていますが、北広島団地地区の地域包括支援センター（高齢者支援センター）については、当面の間、職員の増員による対応を考えています。

地域包括ケアシステムの実現に向けては、地域包括支援センター（高齢者支援センター）が持つ役割がより一層重要となることから、その機能を強化、充実していかなければならないと考えています。

また、身近な地域での相談窓口や苦情処理体制の充実、行政、民間、市民団体など関係機関の緊密な連携による支援など、高齢者のための総合的なケア体制を整備していきます。

第3節 介護保険事業の円滑な実施のための体制

1 相談・苦情処理体制

介護保険制度における苦情処理の解決の仕組みとして、要介護認定や保険料についての審査請求は、北海道が設置している介護保険審査会で、また介護サービスや介護サービス事業者に関する苦情、相談は、北海道国民健康保険団体連合会が所轄していますが、市民が始めに相談や苦情を寄せるのは、最も身近な行政の窓口である市に対するケースが多いことから、市民の立場に立った対応が求められます。

そのため、市民からの相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行うよう、市の総合相談窓口や地域包括支援センター（高齢者支援センター）が中心となって、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図りながら、市民が利用しやすい相談体制の確立に努めます。

2 市民への情報提供

市では市民が必要な情報を必要な時に得られるよう、高齢者の保健福祉や介護保険に関するサービスガイド、介護サービス利用の安心情報、介護保険事業報告書等を作成しており、今後も広報紙やホームページなどを活用して、情報提供に努めます。

3 サービスの供給体制

保険者である市とサービス提供事業者が密接に連携し、市民が求めるサービスを適切かつ総合的に提供する必要があります。

このため、サービス事業者の確保等、介護サービス基盤の整備に努めるとともに、関係するサービス事業者で組織する「北広島市介護サービス連絡協議会」と連携を図り、情報交換、課題の検討、サービスの質の向上、適切な介護サービス計画の作成検討などを行い、市民が必要とするサービスを、適切かつ迅速に利用できるよう提供体制の充実を図ります。

4 介護給付等に要する費用の適正化

(1) 要介護認定の適正化

介護保険制度では、要介護状態の軽減あるいは悪化の防止のため、介護を必要とする人の身体の状態や、生活環境に応じた介護サービスが提供されています。

介護認定は、これらのサービスの提供を受ける前に、サービス利用者の身体の状態を公正な立場から判断し、その要介護度を判定する制度です。

要介護認定は、保険者(市町村等)ごとに設置されている「介護認定審査会」が、全国一律の基準により審査・判定を行います。

市の「介護認定審査会」は、保健・医療・福祉に関する学識経験者12人の委員で構成され、委員6人を1合議体とし、2つの合議体が訪問調査結果、主治医意見書等一次判定資料をもとに現在の身体の状態に対する介護にかかる手間の多少を審査し、どの程度の介護が必要な状態であるかの審査・判定を行っています。

高齢化の進展により、今後ますます増加することが予測される要介護認定申請ですが、公平公正な業務の遂行に必要な知識や技能を習得し審査が行われるよう介護認定審査委員や認定調査員等の研修の充実、合議体間での意見交換等審査判定の平準化に努めます。

介護認定審査会の設置状況については、審査件数の増加推移を見ながら、必要に応じ体制の見直しについて検討します。

また、申請書の提出を受けてから、審査結果通知までに要する期間について、原則30日以内の確保に努めます。

(2) ケアプランの点検

実地指導等において、ケアプランの点検を行い、ケアマネジメントの適正化を図ります。

(3) 住宅改修等の点検

必要に応じて、住宅改修を行った利用者の自宅を訪問調査し、状況確認および施工状況などの確認を行い、給付の適正化に努めます。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国保連介護給付適正化システムから提供される情報を活用し、請求情報の縦覧点検や、介護と医療情報との突合による請求実績の確認を行い、給付の適正化に努めます。

第4節 計画の進行管理

計画の実施にあたっては、保健・福祉以外の部局との幅広い連携を図り、総合的・効果的な施策展開を図ります。

また、関係団体・関係機関との連携・協力を進めるとともに、広報紙やホームページ等で広く市民に周知を図り、市民一人ひとりの理解と協力により、確実な推進を図っていきます。

さらに、学識経験者、サービス事業者、サービス利用者、公募による市民代表者などで構成する「北広島市保健福祉計画検討委員会」において、計画の進行状況や施策の実施状況等を評価・検証し、市としての進行管理を徹底していきます。

参考資料

用語解説

北広島市保健福祉計画検討委員会委員名簿

北広島市保健福祉計画検討委員会高齢福祉部会

北広島市保健福祉計画検討委員会審議経過等

北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会設置規程

参考資料

用語解説

あ

一次予防事業

「一次予防」とは、一般に、普段から適正な食事や運動不足の解消、ストレスのコントロールといった健康的な生活習慣づくりの取組みを行い、病気にならないよう健康増進に努めることを言います。

介護保険制度における「一次予防事業」では、元気な高齢者（すべての第1号被保険者）を対象とし、生活機能の維持・向上を図るための事業を行います。

NPO（民間非営利組織）

ボランティア活動など、営利を目的としない各種の公益活動や市民活動を行う組織・団体のことをいいます。平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの団体で法人格（特定非営利活動法人）の取得が可能となっています。

か

介護給付

要介護の認定を受けた被保険者に対する保険給付で、居宅サービス・特定福祉用具の購入費・住宅改修費・居宅介護支援・施設サービス・高額介護サービスなどについて保険給付が行われます。

なお、要支援の認定を受けた被保険者に対しては、予防給付が行われます。

介護サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）

要介護・要支援認定を受けた方が介護サービスや介護予防サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の希望、生活環境などから判断して、利用するサービスの種類、内容及び担当者を定めた計画をいいます。依頼により、要介護者には介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要支援者には地域包括支援センター職員または介護支援専門員が計画を立ててくれますが、サービスを利用する本人が自分で立てることもできます。この計画には、次の3種類の計画があります。

居宅サービス計画

- ～ 要介護の認定を受けた方を対象とした在宅サービス利用のための介護サービス計画

施設サービス計画

- ～ 要介護の認定を受けた方を対象とした施設サービス利用のための介護サービス計画

○ 介護予防サービス計画

- ～ 要支援の認定を受けた方を対象とした介護予防サービス利用のための介護予防サービス計画

介護支援専門員（ケアマネジャー）

居宅介護支援事業所や介護保険施設などに勤務しており、介護サービスを受ける方からの相談にのったり、自宅でのサービスや施設でのサービスが適切に受けられるようにサービス事業者などと連絡調整をする方で、認定に必要な認定調査をしたり、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上または精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある方に入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、介護サービス利用者及び介護者を指導する専門職（国家資格）のことをいいます。

介護保険施設

要介護の認定を受けて方が入所・入院して、介護サービスを受けられる施設をいいます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設があります。

介護認定審査会

要介護・要支援認定の審査判定業務を行うために、市町村が条例で設置した機関で、委員は公正性、専門性の確保のため、保健・医療・福祉の学識経験者から市町村長が任命します。審査・判定は、委員によって構成される合議体によって行われます。

介護保険審査会

介護保険における保険給付や保険料などの処分に対する不服申立てについて審査する機関で、各都道府県に設置されています。委員は、都道府県知事が任命し、被保険者代表3名、市町村代表3名、公益代表3名以上の委員で構成されています。

介護予防

高齢者が要介護状態になることを防ぐ（発生を予防）こと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすることをいいます。

要支援の認定を受けた方は、介護保険の予防給付による介護予防サービスを受けることができ、また未認定の方は地域支援事業の介護予防事業によるサービスを受けることができます。

介護予防サービス

平成18年度に創設された要支援の認定を受けた方を対象とした介護予防を目的として提供されるサービスのことをいいます。

介護予防事業

平成 18 年度に創設された地域支援事業を構成する 1 つの事業です。65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防を行う目的で実施する事業のことをいいます。

一般の高齢者を対象とした事業と、要介護状態になるおそれの高い高齢者(特定高齢者)を対象とした事業があります。

介護療養型医療施設

病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や必要な医療を行う施設です。国では、平成 29 年度末までに介護療養型医療施設を全廃する方針としています。

介護老人福祉施設

老人福祉法に基づき設置されており、要介護者に対して、主に入浴・排泄・食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う入所施設です。

介護老人保健施設

心身の状況や病状が安定期にある要介護者に対して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う入所施設です。

居宅介護支援事業者

要介護・要支援認定に必要な認定調査や介護サービス計画(ケアプラン)の作成などを行う介護支援専門員(ケアマネジャー)を配置し、サービスを受けようとする方が適切なサービスを利用できるよう、相談にのったり、サービス提供機関との連絡調整を行います。居宅介護支援事業者は、都道府県が指定します。

居宅サービス事業者

介護保険で定められた在宅サービスを提供する事業者で、サービスの種類に応じて事業所ごとに、申請に基づき都道府県が指定します。

権利擁護

自分の権利や援助のニーズを自ら主張できない者に代わって、そのニーズや権利を主張し権利を行使できるように支援を行います。

前期高齢者 - 後期高齢者

高齢者を 65 歳以上とする場合、65 歳以上 75 歳未満を前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者として区分しています。

国民健康保険団体連合会

昭和 34 年に国民健康保険法が施行された際に規定され、保険者(市町村など)が共同してその目的を達成するために設立された法人で、国民健康保険に係る医療費の審査・支払い業務などを行っています。介護保険制度でも、市町村から委託を受けて、サービス費の審査・支払い業務を行っています。

財政安定化基金

介護保険法に基づき、保険料収納率の悪化や介護給付費の増大により、保険者である市町村の保険財政に不足が生じた場合、資金の交付・貸付の事業を行うことで、市町村の保険財政に生じる赤字、またはその赤字を埋めるための一般会計からの繰入れを回避させ、保険財政の安定化を図るため、都道府県が設置している基金のことをいいます。

作業療法士（OT）

手足の運動機能障がいや精神に障がいのある方に対して、その応用的動作能力または社会的適応能力の回復や自立生活への支援を図る専門職（国家資格）で、医師の指示の下に作業療法を行います。OTともいいます。

指定管理者

平成 15 年の地方自治法の改正により、導入された制度で、民間企業が公共施設の管理を行うことができるようになりました。指定管理者は、都道府県や市町村に代わり、民間経営の手法を活用し、サービスの向上を図りながら公共施設の管理を行います。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職（国家資格）のことをいいます。

主治医

ある患者や家族の診療を長期的に担当するかかりつけの医師のことをいいます。また、病院ではある患者に対して複数の医師が関与しますが、その中でも診察から治療までのすべての過程で中心的に担当する医師のことをいいます。

シルバー人材センター

高齢者が自主的に運営する公益法人で、60 歳以上の高齢者に対して、その能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を提供するほか、就業に必要な知識や技能を身に付けるための講習を実施しています。

生活習慣病

食生活や喫煙、飲酒などの生活習慣が病気の発症や進行に深く関与している病気のことをいいます。がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などが含まれます。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な成年者の財産管理などについての契約や遺産分割などの法律行為を保護し支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

総合事業

要支援者・二次予防事業対象者に対して、地域支援事業において、介護予防サービスや配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業です。現状、要支援者・二次予防事業対象者が受けられるサービス量や種類は限られていますが、総合事業の実施により、「要支援」と「非該当」を行き来する高齢者に、切れ目のない総合的なサービスを提供することが可能になります。

た

第1号被保険者

介護保険制度における被保険者のうち、市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の住民のことを言います。

第2号被保険者

介護保険制度における被保険者のうち、市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことを言います。

団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム期（1947年から1949年頃）に生まれ、日本の高度成長期と共に育った世代。2025年には、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が多いことから、年金や保険、医療費などさまざまな分野に影響が出るものと考えられています。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が供給されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制を言います。

地域包括支援センター

地域支援事業の中核を担う施設で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置され、包括的支援事業のほか、要支援者を対象とする新予防給付のケアプラン作成を行います。

北広島市では、呼称を「高齢者支援センター」としています。

地域支援事業

平成18年度に介護予防などを目的として創設され、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3つから構成されています。

地域密着型サービス

介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、平成18年度に創設されたサービスのことをいいます。小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護などの種類があり、市町村が事業者の指定や指導監督を行います。

地域ケア会議

介護予防及び生活支援の観点から、効果的な予防サービスの総合的な調整と地域ケアのネットワーク化を図ることを目的として、保健・福祉・医療・ボランティアなどの関係機関で構成されている会議です。

な

二次予防事業対象者

今後要支援・要介護となるおそれの高い高齢者のことをいいます。基本チェックリストと生活機能評価をもとに決定します。地域包括支援センターで介護予防プランを作成し、介護予防事業などのサービスを提供して介護予防を図ることとされています。

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するための環境整備を図る1つの区域で、市町村が地理的条件などを勘案して設定するものです。

北広島市では5つの圏域を設定しています。

は

被保険者

年金、健康保険などの加入者（対象者）のことをいいます。保険の給付を受ける権利（受給権）を有し、保険料の負担義務を負います。介護保険法では65歳以上の「第1号被保険者」と、40歳以上65歳未満の「第2号被保険者」があります。

や

要介護認定

介護保険制度において、介護保険サービスによる支援が必要かを判断するため、利用者が要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）です。

保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されますが、要介護認定の結果は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定められています。

要介護度

介護の必要度で分けた7つの段階（要支援1～2、要介護1～5）で、介護認定審査会で判定されます。この段階ごとに、受けられるサービスの種類や支給される限度額が決まります。

要介護者

要介護状態にある65歳以上の方、要介護状態にある40歳以上65歳未満の方のうち、その原因が特定疾病による方をいいます。（要介護1～5と判定された者をいいます。）

要支援者

要介護状態となるおそれがある65歳以上の方、要介護状態となるおそれがある40歳以上65歳未満の方のうち、その原因が特定疾病による方をいいます。（要支援1～2と判定された方をいいます。）

ら

理学療法士（PT）

理学療法とは、身体に障がいのある方に対して、主としてその基本動作の回復を図るために行われる治療体操、その他の運動、電気刺激のマッサージ、温熱等物理手段を用いて行うもので、医師の指示の下に理学療法を行う専門職（国家資格）のことをいいます。PTともいいます。

リハビリテーション

疾病や障がいによって失った生活機能の回復を図るため、機能障がい、能力障がい、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権を目指す専門的技術及び体系のことをいいます。

北広島市保健福祉計画検討委員会委員名簿

区分	委員名	所属	役職	部会
福祉関係	川島 光行	北広島市社会福祉協議会	会長	地域福祉部会
	谷内 繁	北広島市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	地域福祉部会
保健医療関係	鈴木 勝美	一般社団法人 北広島医師会	副会長	地域福祉部会
	對馬 伸泰	一般社団法人 北広島医師会	理事	高齢福祉部会
	大谷 恵一	北広島市歯科医師会	会長	地域福祉部会
	富田 政義	医療法人五風会 さっぽろ香雪病院	顧問	障がい福祉部会
	土田 孝行	㈱リ・ライフケア 訪問看護ステーション かえで	管理者	高齢福祉部会
自治団体	小池 隆史	北広島市自治連合会	副会長	地域福祉部会
福祉サービス関係	野口 敏彦	社会福祉法人 北ひろしま福祉会	利用促進部長	障がい福祉部会
	道下 健治	社会福祉法人 北海道リハビリー リハビリー・おおぞら	施設長	障がい福祉部会
	若狹 聡美	社会福祉法人 北海長正会 北広島リハビリセンター (障がい者生活支援センターみらい)	センター長	障がい福祉部会
	三瓶 徹	社会福祉法人 北海長正会 北広島リハビリセンター 特養部 四恩園	総合施設長	高齢福祉部会
	三木 千晶	社会福祉法人 札幌厚生会 北広島市高齢者総合ケアセンター 聖芳園	管理者	高齢福祉部会
	島谷 清張	介護サービス連絡協議会 きたひろサービスネット	事務局長	高齢福祉部会
	松坂 優	社会福祉法人 えぼっく	理事長	障がい福祉部会
学識経験者	小早川俊哉	道都大学 社会福祉学部	学科長(教授)	地域福祉部会
	板垣 裕彦	道都大学 社会福祉学部	特任教授	障がい福祉部会
	上原 正希	道都大学 社会福祉学部	准教授	高齢福祉部会
福祉関係団体等	大西 登志子	北広島市ボランティアセンター	運営委員	地域福祉部会
	安孫子章平	公益社団法人 北広島市シルバー人材センター	副理事長	高齢福祉部会
	狩野真由美	北広島市しょうがい児者を持つ親の会	部会長	障がい福祉部会
公募委員	前田 武	一般公募		地域福祉部会
	遠藤 隆子	一般公募		高齢福祉部会
	長谷川由理	一般公募		障がい福祉部会
計	24名			

：委員長 ：副委員長 役職は委嘱日現在

(敬称略)

北広島市保健福祉計画検討委員会高齢福祉部会委員名簿

氏名	所 属	区 分
對馬 伸泰	一般社団法人 北広島医師会	保健医療
土田 孝行	㈱リ・ライフケア 訪問看護ステーション かえで	保健医療
三瓶 徹	社会福祉法人 北海長正会 北広島リハビリセンター 特養部 四恩園	福祉サービス
三木 千晶	社会福祉法人 札幌厚生会 北広島市高齢者総合ケアセンター 聖芳園	福祉サービス
鳥谷 清張	介護サービス連絡協議会 きたひろサービスネット	福祉サービス
上原 正希	道都大学 社会福祉学部	学識経験者
安孫子章平	公益社団法人 北広島市シルバー人材センター	福祉関係団体
遠藤 隆子	一般公募	公募

：部会長 ：職務代理者

(敬称略)

北広島市保健福祉計画検討委員会審議経過等

1 北広島市保健福祉計画検討委員会

第1回 平成26年7月31日（北広島市芸術文化ホール）

会議および会議録の公開について
専門部会の設置について
専門部会委員の指名について
保健福祉に係る諸計画について
計画策定体制
今後のスケジュールについて

第2回 平成26年12月2日（北広島市芸術文化ホール）

第4期地域福祉計画素案について
健康づくり計画（第4次）素案について
高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画素案について
障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画素案について

第3回 平成27年2月17日（北広島市福祉センター）

パブリックコメント募集結果について
保健福祉諸計画（案）について
（1）第4期地域福祉計画
（2）健康づくり計画（第4次）
（3）高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画
（4）障がい支援計画（障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画）

2 北広島市保健福祉計画検討委員会 高齢福祉部会

第1回 平成26年7月31日（北広島市芸術文化ホール）

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険計画について
介護保険事業に関連する法改正の概要について
計画策定および検討委員会のスケジュールについて
日常圏域ニーズ調査について

第2回 平成26年9月26日（北広島市広葉交流センター）

第5期介護保険事業計画の評価と課題について
第6期介護保険事業計画策定の目標等について
計画策定および検討委員会のスケジュールについて

第3回 平成26年10月24日（北広島市中央会館）

新しい介護予防・日常生活支援総合事業について
介護保険事業の整備計画について
介護保険市特別給付について
第6期計画期間の給付推計について

- 第4回 平成26年11月12日（北広島市芸術文化ホール）
各事業について
介護保険料について
- 第5回 平成26年11月20日（北広島市広葉交流センター）
高齢者保健福祉計画・第6期介護保険計画の素案について
- 第6回 平成27年1月26日（北広島市中央会館）
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案に対する市民意見の募集結果について
介護報酬改定等に伴う保険料の減額について

3 市民意見募集の実施状況

実施期間	平成26年12月15日～平成27年1月15日
実施方法	広報「北広島市」12月15日号および市のホームページに記載し、直接持参、郵便、ファックス電子メールで受け付けました。
閲覧場所	市役所福祉課および各出張所、北広島団地住民センター、エルフィンパーク、北広島東記念館、北広島市図書館、大曲ふれあい学習センター（夢プラザ）
募集結果	意見の提出はありませんでした。

北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

平成 21 年 9 月 25 日
条例第 20 号

(設置)

第 1 条 市が策定する保健福祉に係る計画に関し総合的な検討を行うため、北広島市保健福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、「計画」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく地域福祉計画
- (2) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく老人福祉計画
- (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画
- (4) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画
- (5) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画
- (6) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく行動計画
- (7) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項の規定に基づく健康増進計画

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画の策定に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 34 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会、町内会又はこれらの連合団体の代表者
- (3) 公募に応募した者
- (4) その他市長が必要と認めたる者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門的な事項を調査及び検討するため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会長は、当該部会における調査及び検討の経過及び結果について、委員会に報告しなければならない。

7 前条第1項から第4項までの規定は、部会について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている北広島市保健福祉施策懇談会(以下「既設懇談会」という。)の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された北広島市保健福祉計画検討委員会の委員とみなし、その任期は、既設懇談会の委員となった日から起算する。

附 則(平成23年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会設置規定

北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会設置規程

平成 20 年 5 月 1 日

訓令第 10 号

(設置)

第 1 条 市の保健福祉に係る諸計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、総合的な検討及び調整を図るため、北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の案の策定に関する事務を所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。

4 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を統括し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

高齡者保健福祉計画

第6期介護保険事業計画

平成27年3月発行

発行；北広島市

編集；北広島市保健福祉部

〒061-1192

北海道北広島市中央4丁目2番地1

TEL：011-372-3311

FAX：011-372-7791
